

第7章 調和の中でふるさとを

演出するまち

第1節 都市計画

都市計画

本市における都市計画の歴史は、アジア・太平洋戦争中の昭和19（1944）年4月5日に道内21番目として、幌別村全域が「都市計画法」の適用区域として内務省から指定されたことにはじまる。この都市計画決定に伴う具体的な事業内容については不明であるが、当時の都市計画法には、昭和15年3月に「防空」に関する項目が追加されており、軍需産業の一翼を担っていた工業都市・室蘭市に隣接していることから、その関連があつたのかもしれない。

その後、昭和32年12月6日に「幌別地区都市計画街路計画」が建設省の認可を受けて実施された。昭和37年には、「登別地区都市計画街路計画」と「幌別地区都市下水路事業計画」が建設省の認可を受けて実施された。昭和43年6月15日に都市計画法が改正され、広域都市計画が強く打ち出された。そこで、室蘭市、登別町及び伊達町の3市町では、「室蘭圏広域都市計画協議会」を設置して、「自然的及び社会的条件ならびに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を検討し、一体の都市として総合的に整備、開発し、保全するよう計画を進める」こととなった。

それまでの都市計画区域では、本市全域を区域としてきたが、山岳部

図表2-7-1 市街化区域と市街化調整区域

区 域		面 積 (km ²)
行政区域		約212.21
都市計画区域	市街化区域	約14.03
	市街化調整区域	約98.20
都市計画区域外		約99.98

分は都市形態として開発する可能性が低いことから、昭和44年12月26日に国有林と鉾山町を都市計画区域から分離する見直しを行った。その結果、これまで行政区域全体の約212平方キロメートルであった都市計画区域が約112平方キロメートルとなった。

市街化区域・市街化調整区域
昭和45（1970）年に市制施行した本市では、人口の増加が続き、既存の市街地から郊外に向けて徐々に市街地が拡大していった。

このまま乱雑に開発が進み、住宅等が立地すると都市施設の整備も効率的に行うことが難しくなることから、本市では、昭和45年12月28日に既存の市街地または、おおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を進める「市街化区域」を定め、それ以外の区域を市街化を抑制する「市街化調整区域」とした。

昭和47年4月から市街化区域内の土地、家屋の所有者は、都市計画税が賦課されることとなった。都市計画税は、市街化区域内で行われる土地区画整理事業に要する経費に充てられるほか、公園や道路、下水道などの整備の財源に充てることを目的とした税である。また、都市計画税を賦課することによって当該事業を実施する際に起債が認められるほか、国からの補助金を受けられるなどのメリットがある。本市と

しては、都市計画税を導入することで幹線道路としなければならない道路の拡幅や道路の舗装を行うほか、都市計画税導入当初では児童公園の面積が市民一人当たり0.53平方メートルであったものを3平方メートルにしようとする計画であった。また、上鷺別東部地区土地区画整理事業の財源として期待していた。

地域地区の決定

本市は、「登別町総合開発計画」に基づいて「都市計画法」上の用途地域の指定を検討していたが、昭和44（1969）年5月7日付けで鷺別、幌別及び登別の3地区710号を対象に住居、商業、準工業、工業の4種の用途地域を指定し、同年5月27日から発効した（建設省告示第1776号）。

昭和45年6月に都市計画法が一部改正されて、46年1月1日に施行された。この改正では、用途地域の区分が、それまでの4区分から第1種、第2種住居専用、住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用の8区分に改められた。これを受けて本市では、用途地域の見直しを進め、昭和48年5月1日に8地域に区分した用途地域が指定された。また、用途地域の見直しと同時に防火地域と準防火地域も指定した。

そして、平成4（1992）年6月にも用途地域の区分の見直しが行われて12区分となり、平成5年6月から3年以内に用途地域の見直しを行うこととされた。そのため、本市においても新たな区分での用途地域の見直しに着手し、平成6年6月に用途地域を指定し、現在に至っている。

本市内には、「特別工業地区」として、工業地域内に設定する第1種特別工業地区約8.8号（栄町1丁目）と、準工業地域内に設定する第

2種特別工業地区約12号（鷺別町6丁目、栄町2丁目の一部）がある。第1種、第2種ともに昭和20年代まで砂鉄等の採取が行われてきた地域であり、その後、工場等の立地が進んだ場所である。現在は、それらに隣接して住宅地となっていることから、平成6年3月に「登別市特別工業地区建築条例」を制定して、土地利用の増進と環境の保護等を図っている。

登別市まちづくり

アクションプラン

「登別市まちづくりアクションプラン」とは、都市計画マスタープランが描く本市の将来像を実現するためには、「景観」と「みどり」について具体化することが必要であるとの考えから、土地利用や交通施設、公共施設の在り方を盛り込んだ「都市計画マスタープラン」、街並みや自然景観形成などの方向性を示した「景観形成基本計画」、みどりの保全や緑化推進、公園・広場の整備計画を盛り込んだ「みどりの基本計画」の3計画の総称で、市民会議で素案づくりなどを行い、各計画を平成15年3月に策定した。

登別市都市計画

マスタープラン

平成4（1992）年に「都市計画法」の一部が改正され、市町村には、市民が安心して暮らすことのできるまちをつくるために、市民とともにまちの将来像を描き、土地利用の規制誘導や道路、公園などの都市施設整備の方向性を示す「市町村の都市計画に関する基本的な方針」、すなわち「市町村マスタープラン」の策定が義務付けられた。

本市では、市総合計画などとの整合性を図りながら、市民との話し合いを重ね、おおむね20年後のまちの将来像と、その実現に向けたまちづ

くりの方針を示す「登別市都市計画マスタープラン」を策定した。

登別市

平成6（1994）年6月、「都市緑地保全法」**みどりの基本計画**が改正され、「都市計画区域内の緑地の保全と緑化の推進に関する計画」（緑の基本計画）制度が創設された。

本市では、以前から都市公園やその他公園の整備を計画的に進めるとともに、昭和49（1974）年4月からは市民植樹祭を開催するなど、緑化の推進や啓発を行ってきた。

本計画を策定するにあたり、市民の意見を把握するため、平成11（1999）年7月にはアンケート調査を実施するとともに、平成12年7月から14年1月までの約1年半の間に市民会議を合計28回開催して素案づくりを進めた。こうして作り上げられた素案を基に策定した。同計画の内容は、平成9年に策定した「登別市緑化計画」（グリーンスピリットプラン）を基本にしながら、より具体的に緑地の保全や緑化の推進方針、公園の配置方針、市民参加の仕組みなどを検討したものであった。

登別市景観形成

基本計画

市にとって、景観形成は本市のイメージを高め、観光客が再び訪れてみたいと思わせる重要な要素である。市民にとっても「自分たちのまち登別市」に対して誇りと愛着を育むもので、個性あるまちづくりを進める上では欠かせないものと考えられていた。そこで、みどりの基本計画の策定過程と同様に、市民会議において素案づくりを行い、それを基に策定した。

土地地区画整理事業

それまで登別温泉、登別、幌別及び鶯別の4つの多心都市として発展してきた本市であったが、昭和45（1970）年の市制施行に伴って、鶯別地区から幌別地区にかけての街並みをつなげることができるような施策の検討がなされた。

無計画な宅地化を防ぎ、将来を見通した住みよいまちづくりを行うことを目的とする土地地区画整理事業においても、その方向性が継承され、幌別地区、上鶯別東部地区及び富岸地区の3事業が本市を事業主体として行われた。

富岸地区に続いて、若山地区についても平成3年度から地盤調査など事業実施に必要な事前の調査を行い、平成6年度には事業実施に関する地権者等に対するアンケート調査を行うことで、事業実施の可能性を検討したが、当該地区にあるキウシト湿原で希少な植生などが発見されたことなどから、同地区での土地地区画整理事業は中止されて現在に至っている。

幌別地区

幌別地区土地地区画整理事業は、既成市街地の整備を目的とした事業で、昭和32（1957）年10月21日に「鉄北地区土地地区画整理事業」として認可を受けて開始された。対象区域は、当初約42軒であったが、昭和37年の来馬川切替改修工事によって対象区域が約44軒に拡大し、同時に事業名も「幌別地区土地地区画整理事業」に変更した。約10年間かけて行われた同土地地区画整理事業は、昭和42年6月に換地処分を公告して完了した。

図表2-7-2 土地区画整理事業の一覧

地区名	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積 (ha)	施行期間	換地処分公告
幌別	既成市街地整備	S26.7.11	S32.10.21	43.8	S32～S42	S42.6.23
上鶯別東部	新市街地整備	S48.3.14	S48.9.28	110.2	S48～S55	S55.11.20
富岸	新市街地整備	S60.4.1	S60.5.29	49.2	S60～H7	H2.8.23

出典『北海道の都市計画』より抜粋

上鶯別東部地区

既存の市街地の整備を目的とした幌別地区に対して、上鶯別東部地区と富岸地区は、新たな市街地の整備を目的とした事業であった。

この事業の施行区域である現在の若草町と新生町は、大部分がおおむね平坦な区域となっており、工業都市・室蘭市と隣接していることから、そのベッドタウンとして発展していくことが期待される地区であった。

しかし、湿地が大きく広がり、区域内にはほとんど道路がなく、そのままに宅地化が行われると無計画に進められる懸念があった。そのため、現状の土地を改良することで宅地の利用増進を図ることを目的に、土地区画整理事業が実施されることとなった。

昭和47（1972）年1月18日に開催された昭和47年第1回臨時会において、「上鶯別東部地区土地区画整理事業の執行計画について」が了承され、同年12月の第4回定例会で土地区画整理法に基づく「室蘭圏都市計画登別市上鶯別東部地区土地区画整

理事業施行規程」が制定された。

この事業では、面積約110^{ヘクタール}を対象に、今後5年間で幅25^{メートル}、延長約2千370^{メートル}の幹線道路、幅8^{メートル}から16^{メートル}の道路を整備して、事業開始当初は約200戸の地域に2千戸、人口8千人の市街地を形成しようとする計画であり、地権者が土地を供出する割合である減歩率は約31^{パーセント}であった。

昭和48年3月14日、北海道告示第605号によって事業の対象区域が決定され、同年9月から具体的な事業に着手し、昭和58年度に完了した。

富岸地区

富岸地区は湿地が多く、また、それ以外の土地についても富岸川などからの用水による農地が広がっていた地区であった。このため、幹線道路の道路面よりも土地が低く、また、この地区を取り囲むように伸びていた道路以外には、ほとんど道路がない状態であった。このような土地であったが、室蘭市のベッドタウンとして、人口が急速に増加することが見込まれる土地でもあった。そのため、この地区においても無計画な宅地化が進展する懸念があったことから、先行して区画整理を実施して、良好な住宅地を形成することを目的に土地区画整理事業が実施されることとなった。

昭和60（1985）年度から開始された同地区の土地区画整理事業は、上鶯別東部地区と同様に室蘭圏都市計画事業の1つとして、富岸小学校を中心とする現在の富岸町と新生町2丁目及び4丁目の一部、若山町4丁目の一部、約50^{ヘクタール}を対象に施行され、平成2（1990）年8月に換地処分が行われた。

同事業の対象地区であった若山町4丁目には、平成6年に登別サテ

（現・イオン登別店）が出店したこともあり、それまで夜にはカエルや虫の鳴き声が聞こえた同地区は、住宅街へと様相を一変させ、道道上登別室蘭線沿いにも各種店舗が林立するようになった。

幌別鉄南地区不良環境整備事業・

鉄南地区住宅改良事業

幌別鉄南地区は、近世以来の住部の地域があり、国道36号と道道に挟まれた地域については、住宅の立地が雑然としているために道路が狭く、緊急車両も入っていけないところが多くあり、昭和30年代から改良を求める声が上がっていた。昭和48（1973）年度からの5年間で、住宅を移転して幅6～7メートルの道路を整備して都市としての基盤を整備しようと計画した。

この地区については、「不良環境整備事業」と「住宅改良事業」の2つの事業として実施された。前者の事業では、主として国道と道道の間を結ぶ道路の整備が行われ、後者では国道や道道と平行する道路の整備、及び「土地改良法」に基づく改良住宅の整備が行われた。その結果、昭和48年度に幌別東団地に2棟8戸、昭和49年度から51年度までの3か年の間に、美浜団地7棟38戸が改良住宅として建設された。

地籍調査

アジア・太平洋戦争後の日本では、復興に向けて国土に関する基礎資料の整備が喫緊の課題となっていた。

そのため、国土の実態を正確に把握することを目的に、昭和26（1951）年に制定された「国土調査法」に基づいて、全国の各市町村が実施主体となり、改めて土地を一筆ずつ測量し、座標値を設けることで得られたデータを管理し、所有者の確認や面積の決定をする「地籍調査」が行わ

れることとなった。しかしながら、事業の進捗は全国的に十分ではなく、事業実施を促進するために昭和37年に「国土調査促進特別措置法」が制定され、同法に基づいて国土の総合的な開発及びその利用の高度化に資することを目的に策定された「国土調査事業十箇年計画」によって地籍調査が強力に推進されることとなった。

本市では、明治期に作成した土地台帳を基に、加除や訂正を加えて使用していた。この土地台帳であるが、作成当初の測量技術の未熟さなどから実態とのかい離が目立つようになり、その改善を図るために昭和48年度から本市の行政区域約212平方キロメートルのうち、国有林を除いた約107平方キロメートルを調査対象として調査を開始することとなった。

昭和48年度の幸町、新栄町及び富浦町を皮切りに開始された地籍調査事業は、平成5（1993）年度まで毎年、対象となる地区について計画区を設定して着手していった。そして、平成6年度には、前年度から実施していた富浦地区の地籍図を作成するとともに、過去に実施した計画区についての過年度数値情報化に取り組んだ。これらと合わせて、平成8年度から実施を検討していた札内地区（札内町、来馬町の一部を含む）について土地明細図の作成を行い、次の調査開始に備えた。

平成8年度から札内地区の調査に着手した。同地区については、6つの計画区に分割して順次調査を進めたが、同地区は農地が主であるために土地の移動がほとんどなく、土地利用上特に問題がないこと。また、未利用地の土地所有者の約8割が不在地主で、現地調査時に必要となる土地所有者の現地での立ち会いに理解を得ることが難しいなどの課題が発生した。そのため、平成16年度以降に実施を予定していた事業は休止している。

また、地籍調査未実施の地区のうち、登別温泉地区については地価が非常に高く、面積の増減が発生する地籍調査に対する土地所有者等からの理解が得られにくいことや土地の異動がほとんどないこと、また、中登別地区については細分化された不在地主の土地が多く、札内地区と同様に土地所有者の調査時の現地での立ち会いを得ることが難しいことなどから事業効果が発揮されにくいものと考え、現在は新たな調査事業の実施を見合わせている。そのため、地籍調査の実施については、令和元年度現在で調査完了面積約37平方キロメートル、進捗率約35%の段階で休止しており、現在は過去に実施した調査結果について、国土調査法に基づく地籍調査事業成果のデータ管理、地籍図等の閲覧業務の実施と誤りの申し出による修正処理を行っている。

なお、地籍調査の方法については、調査を開始した昭和48(1973)年度と翌年の49年度については、「図上読取法」によって調査を実施し、昭和50年度からは「現地座標法」によって調査を実施している。そのほかに、富岸地区土地区画整理事業の実施区域については、各土地区画整理事業による成果をもって、「国土調査法」第19条第5項に規定する調査としての指定を受けている。

参考資料

- ・登別市議会『登別市議会議録』平成6年度決算審査特別委員会・平成18年第1回定例会
- ・国土交通省『地籍調査Webサイト』(<http://www.chiseki.go.jp/>)
- ・登別市『主要施策の成果報告書』各年度
- ・登別市『主要施策に関する説明書』各年度

・登別市『地籍簿』

町名地番改正事業

本市の町界(旧字界)は、北海道第2期拓殖計画土地整理事業の一環として、昭和9(1934)年にそれまで約130あった「大字」「小字」を改正して、15の字に統一する内容の「字界地番整理」が実施された。

この字界地番整理事業の弊害は、その後、徐々に顕在化していくこととなった。

字数を減らすためには字1つあたりの区域が大きくなるを得なかつた。改正当初は農地が多く、それほど支障がなかつたが、その後の本市の発展と農地の宅地化によって、土地の子番が分筆した順番に付けられていった。そのため、子番の順番が乱雑になり、住居表示や郵便配達などで非常に混乱した。さらに、字界は海岸から山岳地に向けて「くしの歯」のように区画していったことや、町名においても公称名と通称名が2重に使われていたことなどから、町名及び地番の改正を望む声が市民の間で高まっていった。

そこで、本市は字名の呼称の変更や、当時の幌別町、来馬町の区域を分割して新たな町名を付すといった内容の「字の名称区域及び地番の改正について」を昭和38(1963)年10月に町議会に提案した。

このときの提案内容の1つである「字来馬及び幌別町を7つに分割する」の分割方法について町民から反対する意見や、愛着のある地名(通称名)が失われることについて反対する意見が寄せられ、土地区画整理事業などが完了した後に改めて提案することと、昭和39年の第2回町議会臨時会で撤回した。

その後、昭和45年の市制施行時に一部の町名を改正したが、それは従来の字名をその区域のままに改称するもので、抜本的な改善につながるものではなかった。

本市では、町名、町規模、地番の不適正等が市政の推進及び市民生活に重大な支障をきたしているとして、これらを抜本的に解消するために、昭和47年度に「町名地番改正の方針」を定めて町名地番改正事業を進めることとなった。

市民からの意見を聞くために、地区ごとに町内会長等を対象に19回にわたる説明会を開催し、市民の理解と協力を得て、調整案を作成し数度にわたる都市計画審議会への諮問と答申を経て、本市の原案を決定した。

この原案では、町及び丁目の規模について、次の3つの原則によつて設定することとし、対象となる9つの町を28の町に分割し、丁目の数も117個に分割した。

- (1) 新たな町はおおむね100軒前後として地区ごとに適当な規模を定めること
- (2) 丁目の設定は、5〜6丁目を目途として、1つあたり15〜20軒を目途とすること
- (3) 町又は丁目の境界は、現行の町内会区域、通学区域、その他官公庁の担当区域等を考慮するとともに、道路、河川、鉄道、水路等の恒久的な施設で定めること

新たな町名は、登別市民憲章に沿った緑の多い本市を象徴し、将来に向かって若者に愛され、都市にふさわしいものにする事とし、市民の理解と協力を仰ぎ

ながら本市が原案を作成し、市民と協議して定めた。

(1) 新たに町名を付す場合は、当用漢字を用いて2字以内を原則とする事

(2) 新しい町名については、将来の都市としてふさわしい町名を選択するとともに、土地利用上の問題も考慮して定めること

(3) 従来の名称で字画の複雑なもの、町名としてまぎらわしいもの、都市として相応しくないものは改正すること

(4) 従来の名称で市として由緒あるもの、親しみ深いもの語調の良いもの等を選択すること。

このようにして新たな町名と丁目を定め、その後に地番改正の作業に着手した。

図表2-7-3 昭和49年新旧町名一覧

改正前	改正後
鶯別町	鶯別町 1丁目～5丁目
上鶯別町	美園町 1丁目～6丁目
富岸町	若草町 1丁目～6丁目
川上町	新生町 1丁目～6丁目
幌別町	栄町 1丁目～4丁目
来馬町	若山町 1丁目～4丁目
千歳町	富岸町 1丁目～4丁目
富浦町	大和町 1丁目～2丁目
登別町	緑町 1丁目～2丁目
	青葉町
	桜木町 1丁目～6丁目
	幌別町 1丁目～8丁目
	中央町 1丁目～7丁目
	新川町 1丁目～4丁目
	富士町 1丁目～7丁目
	片倉町 1丁目～6丁目
	柏木町 1丁目～5丁目
	常盤町 1丁目～6丁目
	千歳町 1丁目～7丁目
	新栄町
	富浦町 1丁目～6丁目
	幸町 1丁目～6丁目
	登別港町 1丁目～2丁目
	登別東町 1丁目～5丁目
	登別本町 1丁目～3丁目
	上鶯別町
	川上町
	来馬町

地番は原則として町及び丁目ごとに起番し、地番を設定する場合、適当な面積を1番地として、その中の土地について子番（枝番）をもって処理すること、地番を付ける方法として、地区別に基準（各駅）を設け、時計回りの方向に設定することとして地番の整理を行った。

また、このときに町名改正をしない上鷺別町、川上町、来馬町については、現行の町名をそのまま踏襲することとし、地番の整理については、親地番のみ整理して、子番については現在の子番をそのまま付すこととした。鉾山町、札内町、中登別町、登別温泉町、上登別町、カルルス町については、上記区域の改正後に実施について検討することとした。

このようにして定めた町名及び地番の改正案について、本市は「地方自治法」第260条の規定により、昭和49年第1回定例会に「登別市役所の位置を変更する条例」など、25条例を一括して改正する「登別市の町の名称及び区域の設定、変更及び廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例」を提案し、その可決を受けて、昭和49年4月1日から施行した。

この町名地番改正のほかに、幌別地区、上鷺別東部地区及び富岸地区の各土地区画整理事業の実施に伴って一部の町界の変更と、それに伴う地番の変更が行われたが、現在使用されている町名及び地番の多くは、この昭和49年に実施された町名地番改正によって決定された。

地域景観の形成

本市における植樹は、記録等を見ると大正4（1915）年10月に大正天皇の即位大典を記念した幌別鉾山小中学校の校庭へのオンコ2本の植樹にはじまる。

以後も記念行事等にあわせて景観形成のための植樹が行われてきたが、その中で規模が大きなものは、昭和9（1934）年5月に当時の

東宮殿下（現上皇陛下）のご生誕を記念して、登別温泉老友会が中心となって結成した「東宮殿下御生誕植樹会」（会長栗林徳一）が行った中登別の道路沿いへの桜の植樹であった。この植樹は、翌年も登別温泉宣伝協会によって600本の桜が近隣住民の奉仕によって植樹された。このときに植樹した桜は順調に成長を続け、満開の時期には、「桜のトンネル」と呼ばれるまでになった。しかし、樹齢を重ねるごとに桜花の勢いが衰えていったため、その景観を維持するために登別観光協会や、その後継の登別国際観光コンベンション協会が中心となって、古木の診断や新たな苗木の植樹などの手入れを行っている。

上鷺別東部地区と富岸地区の土地区画整理事業が完了した後、両事業の対象区域には多くの住宅や店舗が建設され、それまで豊富に存在していた緑が徐々に失われつつあった。また、この頃から人々の生活様式が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」に移り変わっていき、緑豊かな環境づくりへのニーズが強くなっていった。そのため、本市では緑豊かな環境を作り上げていくためには行政だけではなく、市民と協働で取り組む必要がある、ただ単に緑の量を増やすだけではなく、その質の向上を図る必要があるものと考え、その具体的な取組として平成9年4月に「登別市緑化計画（グリーンスピリットプラン）」を策定した。同プランでは、「点のみどり」をつないだ「線のみどり」が「面のみどり」とつながることのみどりのネットワークとなり、北海道全体に広がっていくことをイメージしたもので、

- ・みどりを守る
- ・みどりをつくり豊かにする
- ・みどり文化を育てる

を基本方針とした。

平成23年7月、「(仮称)登別市景観・緑化条例」の制定に向けて、広く市民の意見を反映させるため、まちづくり関係者や環境保全関係者などで組織した「(仮称)登別市景観・緑化条例検討市民会議」を立ち上げた。同会議では、その後、3年間にわたって27回の会議を開催して、平成26年7月に協議した内容を提言書として取りまとめ、本市に対して「登別市景観とみどりの条例(案)」として提出した。

本市は、この提言書を基に協議・検討して条例案を作成し、平成28年第1回市議会定例会で可決されて同年4月から施行した。

そして、同条例に定める「登別市景観・みどり審議会」を設置して、景観・みどり遺産や保護樹などの指定にあたって必要となる事項などの調査審議を行っている。

平成29年12月、都市公園キウシト湿原を登別景観・みどり遺産に指定し、30年8月には、登別温泉町にあるカツラを保護樹第1号「湯守りの桂」として指定した。

また、同条例に基づいて設置された「登別市景観・みどり推進会議」では、景観・みどりづくりの実践と普及活動を行っている。

第2節 道路・河川

1 道路

本市内の道路網は、全国的な幹線道路網を構成する「国道」(4^割)、地方的な幹線道路網を構成する「道道」(18^割)と、それら結び市民の日常生活に密着した「市道」(78^割)に高速道路を加えた4種類の道路で構成されている。

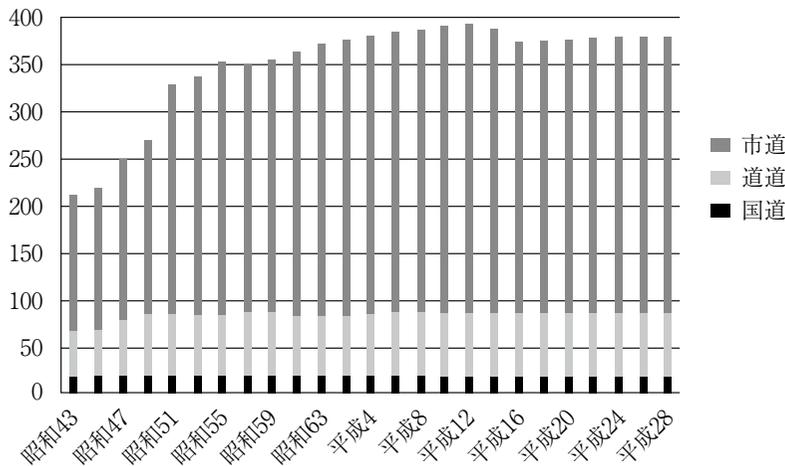
国 道

広域に及ぶ円滑なネットワークの確保は市民生活や物流、経済の安定、発展及び観光振興に多大に貢献するものである。本市の海岸線に沿って東西に横断している一般国道36号は、札幌圏と室蘭圏を結ぶ大動脈であり、本市にとっては正に不可欠な生命線である。この重要な道路の整備や維持管理は、北海道開発局室蘭開発建設部が担っており、本市内での延長は16・471^{キロメートル}に及ぶ。

一般国道36号は、明治期以前から人が往来する経路として利用されてきた道路が、明治5(1872)年にお雇い外国人ホーレス・ケブロン^の進言を受けて開拓使が計画し、整備した「札幌本道」の一部区間が基になっている。

札幌本道は、道路の幅員が宿駅や人家がある地域は8間(約14・5^{メートル})、その他の地域では5間(約9・1^{メートル})と定められ、路盤に敷く砂利の厚さは1尺2寸(約36^{センチメートル})の長距離洋式馬車道として整備された。しかし、迅速に整備するために、従来の道路をそのまま活用することが多く、

図表2-7-4 市内道路実延長の推移



出典『登別市統計書』より作成

一部の例外（蘭法華岬付近など）を除いては順調に工事が進んだ。その数少ない例外の1つ、蘭法華岬頂上付近の工事について、工事責任者の平野弥十郎は、日記に札幌本道における難工事の1つと記した。
現在は「36」となっている路線番号や道路の呼称は、法令の制定・改廃などによってたびたび変遷した。

明治18年2月24日制定の「国道表」（明治18年内務省告示第6号）で「東京ヨリ札幌県ニ達スル区間」として、「国道第42号」（「東京ヨリ根室県ニ達スル区間」として認定された「国道第43号」との重用区間）との指定を受けた。明治40年5月13日、森・室蘭間の航路を含む国道第42号が森から長万部、倶知安方面を通り北海道庁に至る経路に改

められ、国道第43号も「東京より第七師団に達する路線」として認定を受けた。大正9（1920）年には、新たに施行された「道路法」（大正8年法律第58号）で「東京ヨリ第七師団司令部所在地（旭川区）ニ達スル路線（乙）」の「国道28号」として認定された。この認定番号は、大和町にある「28号線踏切」の名称にその名残りを留めている。昭和27（1952）年12月4日制定の「1級国道の路線を指定する政令」で、「1級国道36号」として指定された。同40年に道路法が一部改正され、「1級国道」、「2級国道」の区別が廃止されて「一般国道」に統合されることとなり、同路線は「一般国道36号」として改めて指定された。なお、この路線は、昭和28年5月18日公布の「2級国道の路線を指定する政令」と昭和40年3月29日公布の「一般国道の路線を指定する政令」によって、室蘭市と浦河町を結ぶ一般国道235号との重用区間になっている。
昭和30年代から高度経済成長がはじまると、増加し続ける物流量と、一般家庭への普及が著しい普通自動車の増加に対応するために、路面の舗装改良や整備が進められた。昭和40年代から50年代にかけて本市内に架かる9基の橋梁も、鉄・コンクリート製のいわゆる「永久橋」に改良されていき、安全で質の高い道路として生まれ変わっていった。
蘭法華岬を通過するルートは、当初、国鉄の線路と交差する場所に踏切が設けられ、そこから富浦墓地横の「明治天皇駐蹕碑」の付近まで登り、登別小学校前に降りていく経路であったが、昭和7年に蘭法華トンネルが完成すると、同トンネルを経由する海側の経路（現在の道道登別港線）に変更されて、昭和46年に現在の経路となった。以来、当該箇所では大規模な災害復旧等を含めた改良を重ね、近年では登坂車線の拡幅等も相まって、安全性が向上した道路となった。

一般国道36号の改良はその後も続けられ、渋滞を解消して安全で円滑な通行を図るため、昭和59年度から40億円の建設費を投じ、幌別地区の海岸沿いに新たに幌別バイパスの建設を開始し、平成5(1993)年に完成させた。道道の管理を担当する室蘭土木現業所(現胆振総合振興局室蘭建設管理部)も、鉄道線路の安全な通行を図るため、それまで踏切によって鉄道と交差していた道道を立体交差に改良して、幌別バイパスに接続する「西通立体交差橋(ときめき橋)」を整備した。

平成23年には、登別温泉の玄関口である登別地区において、登泉橋架替を含む4車線化拡幅工事が完了した。この頃から、国道沿線の住民や団体による道路の美化活動ボランティアサポートプログラム(VSP)がはじまり、現在では登別地区のほか、大和町、栄町の一般国道36号において活動が続けられている。

道 道

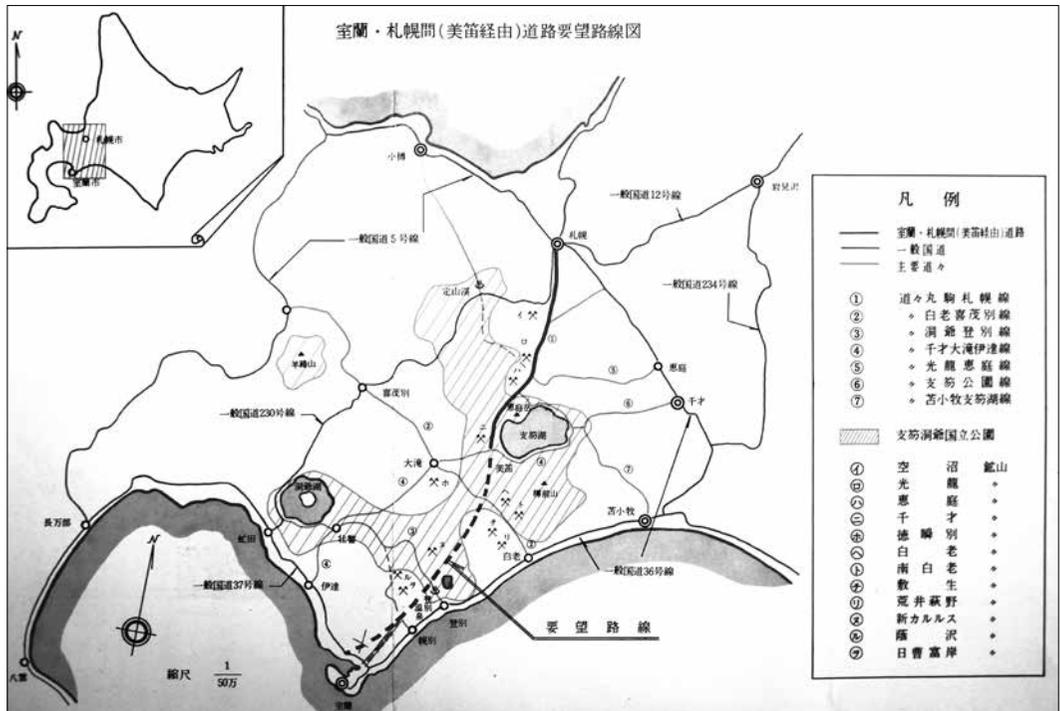
本市には、現在、主要道道が洞爺湖登別線と登別室蘭インター線、室蘭環状線の3路線、一般道道は6路線、実延長約61・5キロメートルの道道があり、胆振総合振興局室蘭建設管理部が整備と維持管理を行っている。

室蘭・札幌間(美笛経由)

道路計画

昭和38(1963)年に苫小牧港が開港し、札幌に向かう道路では、室蘭方面や日高方面から運ばれてくる荷物に加えて、苫小牧港で陸揚げされた荷物も加わることとなった。そのため、一般国道36号の渋滞の発生が予想され、それを緩和するために新たな路線として昭和30年代後半に「室蘭・札幌間(美笛経由)道路」の建設計画が浮上した。

図2-7-5 室蘭・札幌間(美笛経由)道路要望路線図(『室蘭・札幌間(美笛経由)道路の概要』)



建設計画では、昭和47年開催の札幌冬季オリンピック大会スキー滑降競技会場となる恵庭岳から札幌市までの区間約50^{キロメートル}が大会の開催に合わせて整備されることが見込まれることから、室蘭方向からも登別、白老の山間部を通じて、支笏湖西岸の美笛を経由する残り約50^{キロメートル}を整備しようとするものであった。

この道路が完成すると、室蘭市と札幌市との距離が、一般国道36号を経由する約132.8^{キロメートル}に対して約103.2^{キロメートル}と30^{キロメートル}近く短縮されることとなり、所要時間の短縮が見込まれるとして、この道路の建設に向けて要請活動を行う期成会の設立が室蘭市から提案された。

昭和41年12月20日、室蘭市役所において室蘭市、白老町、登別町、伊達町及び虻田町の関係者が集まって、「室蘭～札幌間産業自動車道建設促進期成会」設立懇談会が開催された。この懇談会では、室蘭市側から同市が昭和41年5月13日に北海道、北海道開発局、札幌通産局に対して行った陳情の経過や、道議会での陳情書採択の概要について報告があった。質疑応答の後に室蘭市、白老町、登別町、伊達町、虻田町、豊浦町、壮瞥町、洞爺村及び大滝村の行政と関係団体を構成員とする期成会の設立が満場一致で決定した。

期成会の名称は、設立当初は「産業自動車道」との名称が使用されていたが、要望活動を行った際に要望先から正式な道路名称としての「産業自動車道」はなく、「開発道路」に変更してもらいたいとの助言を受けたため、昭和42年10月20日に道路名称を「室蘭・札幌間（美笛經由）道路」とし、期成会の名称を「室蘭・札幌間（美笛經由）道路建設促進期成会」に変更した。

町議会では、要請活動の一環として、昭和43年9月7日に「室蘭、札

幌間（美笛經由）道路建設促進に関する要望決議について」を原案可決し、室蘭市議会、白老町議会と共に北海道議会、北海道知事部局、北海道開発局及び札幌通産局に陳情を行った。

要望活動に際して使用された「室蘭・札幌間（美笛經由）道路の概要」と題するパンフレットには、当該道路建設の効果として「室蘭地区と札幌地区との経済距離の短縮」、「地下資源、林産資源および畜産の振興」、「道路網の確立による港湾機能の分化」、「観光開発の促進」、「交通混雑の緩和」の5点を掲げていた。

当初は、国道としての整備を求めて陳情などを行ってきたが、国が国土縦貫自動車道の建設に重点を置いた施策を展開する中で、国道としての整備は困難との判断から、道道による整備を求めて行くことになった。

昭和44年11月5日、期成会では、北海道縦貫自動車道及び室蘭新国道（室蘭バイパス）についての建設促進に向けた要望活動も活動内容に加え、名称を「室蘭圏幹線道路建設促進期成会」に改めた。現在は、要望請活動の対象に一般国道36号及び37号などの幹線道路も追加した。

その結果、室蘭・札幌間（美笛經由）道路については、昭和47年3月31日に美園町から上登別町までの区間19^{キロメートル}が「道道上登別室蘭線」として路線認定を受け、昭和54年8月に新登別大橋が着工、昭和61年10月3日に供用が開始された。その間の昭和58年には千歳市と白老町とを結ぶ道道千歳白老線が路線認定を受け、一部の供用が開始されたが、その他の部分は供用の開始がされないまま、現在は全区間通行止めとなっている。また、札幌市から千歳市美笛までの区間についても、道道支笏湖線で平成9年に土砂崩れが発生して以降は通行止めが継続している。

その一方で、北海道縦貫自動車道は、昭和60年に登別東インターチェ

ンジ、昭和61年に登別室蘭インターチェンジが開通し、平成9（1997）年10月22日には長万部蛇田洞爺湖間の供用が開始され、胆振管内の全線が供用済みとなった。また、主要幹線道路として一般国道36号の拡幅も順次行われた。

そのため期成会では、初期の目的は一定程度達成されたものとし、また、幹線道路の一層の整備に関する要望活動については、構成員がほぼ同一の「室蘭地方総合開発期成会」でも実施していることから、同期成会での要望活動に一本化することとした。

令和元年度現在は、北海道高速道路建設促進期成会が行う高速道路の道内ネットワーク及び都市間道路の整備を中心として、要望活動への参加などを活動の主体とすることとした。

上登別室蘭線の整備

昭和43（1968）年度から、「富岸地区団体営農道整備事業」として整備が始まった「道上登別室蘭線」は、既述のとおり札幌と室蘭を結ぶ室蘭・札幌間（美笛経由）道路の一部に位置付けられた路線で、上登別東部地区と富岸地区の土地区画整理事業では、「街路事業」（都市計画道路中央通）で整備が進められた。

昭和61年10月、登別川が流れる約120mの深い谷をまたぐ「新登別大橋」（全長240m）が架けられた。

橋の施工では、架橋地点の下流にある千歳取水場での水質に影響を与えないために、極力土砂を落とさないことや岩を掘削する際の発生土を最小限にすることなどが可能となる工法が採用された。橋の形式も経済性や施工性を考慮して、太い部材が下から支える「逆ローゼ橋」型とし

て施工された。昭和54年に着工し、総工費24億円を投じて昭和61年10月3日に開通した。この日の開通式では、親子孫の3世代を先頭にした渡り初めが行われ、札内町側に到着すると同町の住民から「万歳」の声が上がり、大橋の開通に寄せる地域振興への期待の高さがうかがわれた。

新登別大橋の供用開始にあわせて、幌別地区から同大橋に至るまでの札内地区道路も改良され、幌別地区から温泉地区までの所用時間が短縮された。その結果、札内地区の自動車の交通量は増加し、昭和57年に同地区に日本工学院北海道専門学校が開校されたこともあって、それまでは近隣の住民が主な通行者であったのが、登別温泉や洞爺湖温泉などに行き交う観光客や、学生が通る地区へと変わり、広域的な観光の推進に多大な貢献をもたらした。

近年の同路線の整備は、平成20年度までに富岸川から総合体育館付近までの1工区900mが片側2車線の道路として整備がなされ、平成27年3月、残りの登別室蘭インターチェンジまでの2工区900mも完成した。改良工事の完成によって美園地区から幌別地区までが、良好な道路網によって接続されることとなった。また、市営住宅等からの発生交通が多く、狭あいな道路となっていた柏木町地区も街路事業（都市計画道路柏木通）が行われ、歩行者が安全に通行できる幅員16mの広幅員道路が完成した。

洞爺湖登別線の改良

観光業が基幹産業である本市にとって登別温泉地区とリンクする道路網の整備は、人、物の広域的、かつ円滑な移動を確保するためには欠かすことのできない課題であった。

洞爺湖登別線は、登別から登別温泉、カルルス温泉・オロフレ峠を経て洞爺湖に至る広域ネットワークとして、昭和29年3月1日に道道の認定を受けた。

昭和45（1970）年、室蘭土木現業所は、登別温泉市街の交通渋滞の緩和を図るため、登別温泉を経由せずにカルルス温泉や洞爺湖方面への通行を可能にする紅葉谷橋をクスリサンベツ川に新設した。同橋の建設工事は、昭和42年度から始められたが、昭和42年度及び43年度は町が実施し、44年度に道道に昇格したため、それ以後の施工は北海道が実施した。

また、オロフレ峠付近は厳しい自然環境のために、のり面の風化が著しく、落石や崩落の危険性が高く、道内でも有数の豪雪地帯であることから、11月から翌年5月までの約7か月間の冬期通行止を余儀なくされていた。そのため安全で、かつ冬期間も通行可能な道路となるように早急の改良が望まれた。室蘭土木現業所は、昭和45年度から調査を開始して、52年度から延長4千140^{メートル}に及ぶオロフレ峠改良工事を行った。同工事では、オロフレ峠下を貫通するオロフレトンネル（935^{メートル}）が計画された。トンネルが通る区間の地盤は、非常に軟弱であったため、「側壁導坑先進上部半断面工法」が採られ、総工事費43億円、工事期間7年に及ぶ難工事の末、昭和63年10月8日に供用を開始した。これによってオロフレ峠は、冬季の夜間を除き通年通行が可能となった。

登別温泉通と

泉源公園

登別温泉地区を抱える倶多楽湖公園線は、中登別町を起点として温泉街、倶多楽湖を経由して中登別町に至る周遊観光路線で、昭和41（1966）年に開通した。

この路線は、中登別町の紅葉谷橋から、現在の道南バス「つつじばし」停留所付近までの道路が急勾配や急カーブであり、さらには急傾斜ののり面からの落石の危険があったため、多くの観光客が訪れる登別温泉にとつて、安全で安心な交通網を備えた温泉街として発展していくためには、「温泉バイパス」の事業化は懸案となっていた。

都市計画道路としての手続きや確実な事業化を図るため、昭和63年度から北海道建設部職員の本市への派遣が開始された。以後、派遣職員と市職員による、用地交渉をはじめとする地域調整や登別観光協会まちづくり委員会との連携が行われた。

そして、平成3（1991）年に改良工事を着工して以降、洞爺湖サミットの開催に間に合うように工事が進められ、平成20年7月11日に「温泉バイパス」の供用が開始した。「温泉バイパス」の完成によって、観光客などの自動車は温泉バイパスを通るようになり、極楽通りは多くの観光客がそぞろ歩きする道路となっていた。

また、「温泉バイパス」の整備に付随して元々あった間欠泉を保護するため、登別温泉の新たな観光資源「泉源公園」の整備が進められ、平成20年7月20日に供用が開始された。この年に開催した登別温泉開湯150年の式典では、この「泉源公園」で「温泉バイパス」の完成に尽力した多くの関係者とともに、盛大に完成式典が開催された。平成25年8月23日には、登別地獄まつり50周年記念事業の一環として鬼の金棒を模した赤色や紫色のモニュメント8本と、金属プレート1基が設置された。モニュメント1つひとつには「学業成就」、「無病息災」などの意味が込められている。

同路線では、その他の区間も工事が進められ、登別温泉街よりも登別

地区側の紅葉谷付近では、平成26年に谷川へせり出した棧道形式の「湯之国橋」（橋長470メートル）が整備され、急カーブの緩和などが図られた。

北海道による

その他の道路整備

弁景幌別線と幌別停車場線も、中央町の商店街整備事業と「北駅前通街路事業」によって整備され、狭く複雑であった幌別駅西口付近の道路網が改良された。

現在、上登別室蘭線の一部として、常盤町地区において街路事業（都市計画道路東通）による用地補償が進められている。

そのほかに、黄金鶯別線が伊達町字黄金（現在の伊達市黄金町）を起点に、鶯別町を終点として昭和32（1957）年3月31日に道道182号として認定を受けたが、昭和47年3月31日に道道認定された室蘭市中央町と室蘭市石川町を結ぶ道道757号室蘭環状線の一部となったことから、同日付けで廃止された。

市道

本市では、令和元（2019）年度末現在で「市道」として1千208路線、実延長295・952キロメートルを認定している。市制施行以降の市道実延長の推移を見ると昭和45（1970）年から同51年までの5年間で約120キロメートルと大幅に整備が進んだことが分かる。特に昭和49年から51年までの2年間の伸びが著しい。（図表2-7-4参照）この期間は、昭和46年に本市のほか室蘭市、伊達市をはじめとする西胆振圏域で構成する「西胆振広域圏振興協議会」で策定した「西胆振広域圏振興計画」（計画期間：昭和47年度～55年度）に基づき、本市の市道について、延長約51・4キロメートルの改良と、約27・3

キロメートルの舗装を行うといった計画が立てられた時期と一致する。

良好な市街地を整備する都市計画と一体となって整備される都市計画道路は、これまで、登別地区では「石山通」、「田山通」、幌別地区では「西通」、「中央通」、「環状通」、富岸地区では「新学田通」等、平成19年頃まで整備を進めてきた。

昭和56年6月29日、本市では、それまでに認定してきた市道の統合など認定の見直しを行い、市道路線数756本、総延長約285キロメートルを廃止し、改めて759本、約282キロメートルを認定した。なお、平成30（2018）年10月1日からは、市道の幅員や延長など道路台帳上の数値をインターネット上で確認できる「道路台帳簡易閲覧サイト」の公開を開始している。

市の橋梁整備

現在、本市が管理する橋梁は、昭和期に約7割が建設されている。近年では、平成10年代からの道路整備に伴う橋梁整備については、カルルス東雲線（1橋）、カルルス路線（2橋）、富岸西路線（5橋）、登別富浦路線（歩道橋1橋）などの橋梁整備を道路整備と併せて行っている。特に狭隘で荷重制限のあったカルルス地区の橋梁の整備は、カルルス地区の通年観光に大きく貢献した。また、富岸西路線に係る橋梁整備は亀田記念公園の再整備と相まって実施され、これによって公園利用者等の安全な通行が確保され、利用の促進につながった。

多くの橋梁は、老朽化が進み、改修等の必要性が高まっていることから、平成25（2013）年に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋梁の点検、修繕に取り組み、延命化を図っている。



登別室蘭インターチェンジ開通

道央自動車道

昭和41(1966)年に国土全体の有機的、一体的な高速道路網の構築を目指して「国土開発幹線自動車道建設法」が制定された。この法律では、全国各地域からおおむね1時間以内には到達でき、地方開発の拠点となる主要拠点地域を相互に連絡するため7千600^{キロメートル}の路線が決定された。その中で本市に関係する部分は、函館市と稚内市を結ぶ北海道縦貫自動車道が通過する計画となり、昭和47(1972)年に登別苦小牧間の整備計画が立案された。

この整備計画に基づいて苦小牧市側から徐々に整備されていき、昭和60年10月18日に登別東インターチェンジと白老インターチェンジ間が、翌61年10月9日に登別東インターチェンジから登別室蘭インターチェンジまでの区間が開通した。登別東インターチェンジの開通に先立つ9月29日には高速道路の1日解放が行われ、多数の参加者が自転車等により

通行した。登別室蘭インターチェンジの開通に際しても開通式典が行われ、参加車両約300台と市民を乗せたバス20台により、登別東インターチェンジまでの走り初めが行われた。

本市内で道央自動車道の建設工事に先立って道路が通過する沿線で(千歳4遺跡、千歳5遺跡、川上B遺跡、富岸遺跡及び亀田公園遺跡の5か所)発掘調査が行われた。また、昭和59年5月5日には、

登別本町付近の工事現場において登別化石林の炭化木が発見された。登別化石林は、倶多楽火山に関連する自然史を研究する団体の胆振団体研究会が中心となつて、子ども向けの説明会なども行いながら発掘作業が進められた。その結果、2本の炭化木が現地から搬出され、登別市郷土資料館と北海道博物館(江別市)にそれぞれ展示されており、平成27(2015)年には、登別化石林の炭化木として本市の指定文化財となっている。

また、料金所での料金支払い時に発生する渋滞の解消のために、ノンストップ自動料金収受システム(ETC)を平成13年度に登別東インターチェンジ及び登別室蘭インターチェンジに導入し、平成28年8月22日には、北海道内初となるセルフ支払機を登別室蘭インターチェンジに導入した。

現在、本市内の道央自動車道の管理は、登別東インターチェンジ以東は東日本高速道路(株)苦小牧事務所が、それ以西は同社室蘭事務所が管理している。

2 河川

本市には、胆振幌別川、登別川、鶯別川を始めとする多くの河川があり、それらの河川には、大きささまざまな支流からの水が流れ込んでおり、その多くがアイヌ語地名に由来する名称が付されている。

これらの河川を「河川法」によつて区分すると、本市内には1級河川はなく、1級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川として北海道知事の指定を受けた2級河川は、現在、6水系10河

川がある。また、1級河川又は2級河川以外の河川のうち、市長が指定した河川〔準用河川〕は、8水系8河川ある。

2級河川としての指定は、昭和9（1934）年11月1日の胆振幌別川が最も古く、次いで昭和19年4月1日の登別川、クスリサンベツ川、来馬川、鶯別川と続いている。また、指定日が1番新しい河川は、西富岸川で平成9（1997）年4月25日となっている。準用河川としての指定は、昭和49（1974）年から同59年までの期間に7河川を指定しており、平成8（1996）年8月22日のサトオカシベツ川が1番新しい。

現在、防災に活用するため登別川、岡志別川、来馬川、胆振幌別川、富岸川、鶯別川の6河川に水位計が設置されている。

なお、各河川の名称の由来等については、第2編第1章第1節の「登別のあらまし」を参照していただきたい。

河川改修事業

本市は、全国的にも多雨地域として知られている。雨をもたらず湿った南東風が市街地の北側に位置するオロフレ山系に当たり、雨雲が発達し停滞すると言う地形形状の特徴があると考えられる。そのため、昭和36（1961）年や昭和55年をはじめ、大きな豪雨災害が頻繁に発生してきた。特に昭和58年9月24日から25日にかけての豪雨は、時間当り雨量126^{ミリ}、総雨量508^{ミリ}に達し、本市では未曾有の大雨となった。本市内の降雨状況を見ると、幌別地区をはじめとする市街地にはほとんど降雨がない一方で、本市内を流れる河川の源頭となる札内地区などの山間部に集中した。そのため、中小河川に雨水が殺到し、多数の河川が氾濫することとなった。

特に岡志別川、サトオカシベツ川の氾濫によって千歳町、中央町、幌

別町等が浸水し大きな被害を引き起こした。また、土砂混じりの流水によって、登別東町や登別温泉地区も大きな被害を被った。交通網が寸断され、登別温泉の観光客もホテル等で眠れぬ一夜を過ごしたが、奇跡的に人的被害は免れた。この時の全市の被害額の総額は67億円に達した。この甚大な豪雨災害による被害を踏まえ、治山治水事業の推進が不可欠となり、特に河川の幅を広げる河川改修事業に積極的に取り組むこととなった。

北海道の

河川改修事業

河川の氾濫による災害を防止するため、幾つかの2級河川を整備する必要があった。

中登別町から登別地区に流れるポンアヨロ川や、札内町に端を発し、札内不動の滝を経て幌別東団地横から太平洋に流れ込む岡志別川は川幅を広げるとともに、それまで同河川の支流であったサトオカシベツ川を直接海に流下するように改修したため、大雨が降っても氾濫の危険性が低減された。また、富岸地区にある富岸川及び西富岸川についても順次拡幅整備された。特に西富岸川については、富岸川に合流するため方向を変え、若山町4丁目付近について、ほぼ直角であったこの場所の角度を緩やかにし、かつ拡幅したことにより同河川の下流域での氾濫の危険性が減少した。これらの2級河川は整備を終えてから、氾濫による河川災害は発生していない。近年は河川の流れを阻害する要因となる、土砂や立木の排除に取り組んでいる。

市による河川管理と

河川改修事業

本市内を流れる準用河川について、従来、国からの機関委任事務として本市が規則により

管理してきたが、平成11（1999）年に「地方分権の推進を図るため関係法律の整備等に関する法律」（以下「第一次地方分権一括法」）の施行によって機関委任事務が廃止となり、準用河川の管理や流水占用料の徴収が本市の自治事務となったことから、「登別市準用河川流水占用料等徴収条例」を制定し、平成12年4月1日から施行した。

また、普通河川の管理も、国からの機関委任事務として北海道が「北海道普通河川及び堤防敷地条例」に基づいて行ってきたが、第一次地方分権一括法にあわせて、北海道が同条例を廃止したことから本市が管理することとなった。

本市は、これまで、多くの河川について改修事業を実施してきた。サトオカシベツ川は、元は岡志別川の流入水域であったが、昭和58（1983）年の大雨災害で岡志別川が氾濫した。そのため、同川の氾濫を防ぐことを目的にサトオカシベツ川を分断することとし、新栄町の奥から幸町を経由し太平洋に至るまでの1.8^キメートルに及ぶ区間に新たな河川を建設した。

上鷲別富岸川は、昭和38年度から55年度までの間に整備された比較的新しい河川である。それまで、上鷲別町や現在の新生町6丁目から若草町5丁目にかけての山から流れてくる水は、現在の道道上登別室蘭線に沿うワシベツライバ川に流れ込んでおり、これが、新生町4丁目から若草町3丁目までを宅地造成する際の懸案となっていた。そこで、新学田通沿いに上鷲別富岸川を新たに整備することにより山からの水が同河川に流れ込むようになり、この地域の宅地造成の道が開かれるようになった。

桜木町を流れる徳消川と新徳消川は、元々アイヌ語名で「タツカルシ

ナイ」（樺皮をとりつけている沢）と呼ばれた河川で、現在の桜木町6丁目付近の山から流れ出して、桜木町2丁目にあった三日月湖（胆振幌別川が蛇行していた頃の名残り）に流れ込んでいた。元々、水量はそれほど多くは無かったが、幌別ダム建設工事のために桜木町6丁目付近から土砂を採取した後、降雨によってその部分から土砂が流出し、それが河床に堆積していったために少量の降雨量でも氾濫の可能性が高い河川となっていた。そして、昭和47年8月3日の降雨によって氾濫したことから、現在の新徳消川は、付近の畑などに水を供給する素掘り側溝のような流路であったものが、ブロック積みの護岸へと改修された。しかし、昭和50年3月と同年11月の集中豪雨によって市内河川が氾濫し住宅への床上・床下浸水が市内各所で発生した際に両河川も氾濫し、桜木町では浸水戸数54戸と富士町（62戸）に次ぐ大きな被害が発生した。徳消川を挟んだ対岸の緑町の12戸も加えると、本市内で最も被害を受けた地区となった。そのため、住民は田村仙一郎市長に対策を要望し、田村市長からの復旧工事等の実施について確約を得たが、市議会にも「桜木町水害対策についての請願書」を提出して、田村市長が提案する災害復旧工事への理解と早期実施などを要望した。これらの取組もあり、徳消川と新徳消川は改良が続けられた。昭和62年度に改修工事は一度完成を見たが、ブロック積みの護岸になったことよって、以前のように土砂の流入は減少したことで、氾濫する可能性が低い河川となった。

参考文献

・国立印刷局『官報』各号
・北海道『北海道公報』各号

- ・登別市『広報のぼりべつ』各号
- ・登別市『登別町史』昭和42年
- ・登別市『市史ふるさと登別』昭和60年
- ・登別市議会『登別市議会史』
- ・登別市議会所蔵『議会資料』
- ・日本道路公団『登別工事事務所のあゆみ』昭和62年
- ・桑原真人・田中彰編著『平野弥十郎幕末・維新日記』平成12年3月
- ・北海道道路史調査会編『北海道道路史』平成2年6月
- ・室蘭市・室蘭・札幌間（美笛経由）道路建設促進期成会『室蘭・札幌間（美笛経由）道路の概要』
- ・北海道新聞社『北海道新聞』各号
- ・室蘭民報社『室蘭民報』各号

第3節 公共交通機関

1 鉄道

室蘭本線

本市の鉄道は、明治25（1892）年8月1日の北海道炭礦鉄道による室蘭線の開業に始まる。

同社は、明治22年11月18日に「鉄道敷設及営業免許」を受けて、同線の敷設工事を開始した。当時の地図を見ると、鉄道路線のほかに蘭法華岬東側に仮事務所を設けていたことが分かる。

工事は比較的順調に進んだようで、岩盤の掘削に苦勞すると思われて

いた蘭法華岬の内側はもろい砂岩で、想定以上の進捗であるといった新聞報道がなされた。また、現在の伏古別トンネルについても同様に順調に工事は進んだようである。

こうして施工された室蘭線は、明治25年7月30日に開業の免許を鉄道省から受け、同年8月1日に岩見沢室蘭間を開業。それにあわせて登別停車場及び幌別停車場が開業した。

北海道炭礦鉄道（株）が経営する鉄道路線は、「鉄道国有法」（明治39年3月30日公布）に基づき、明治39年10月1日に「一般運送の用に供する鉄道」として国に買収されて国有鉄道となった。そして、明治42年10月12日に「国有鉄道路線名称」が定められ、「室蘭線」に含まれる区間として岩見沢室蘭間が「室蘭本線」と名付けられた。

その後の室蘭本線における大工事は、「複線化」と「電化」であった。「複線化」は、物流の高速化を図るためには必須の課題となり、本市内では大正15（1926）年から工事が開始された。室蘭本線の他の区間でも順次複線化工事が進められ、大正15年6月25日に敷生登別間が工事完成に伴う試運転を実施し、翌26日から供用を開始した。その2週間後の7月10日には登別幌別間が完成した。しかしながら、その後の区間の複線化には時間が要し、幌別鷺別間は昭和18（1943）年7月1日に供用を開始した。

次に行われたのが「電化」であった。蒸気機関車の運行は、煤煙の発生を伴い、その対策としての「鉄道の電化」が日本国有鉄道にとって重要な課題であった。そのため、明治45（1912）年に碓氷峠で行われて以降、順次国内でも工事が進められた。電化の波が北海道に訪れ、昭和53（1978）年6月から室蘭本線でも電化工事が開始された。

この工事では、線路上の架線工事のほかに、既存の蘭法華トンネルでは電化した場合に高さが足りなくなることから、新たなトンネル2本を従来のトンネルの山側に掘削することとなり、北海道内では初めてNATM工法（ロックボルト、吹き付けコンクリートによる補強工法）で施工された。昭和53年11月10日に起工式が行われ、工事着工から約2年後の昭和55年6月23日に使用が開始され、同年10月1日のダイヤ改正に合わせて電化開業を果たした。

このダイヤ改正では、新たにL特急ライラックが運行を開始した。上り線で最初の特急となるL特急ライラック2号が登別駅に入線した午前8時54分には、登別観光協会による歓迎式が行われた。その後も、平成24（2012）年5月19日と20日の両日、室蘭港開港140年とJR室蘭線120周年を記念した「SLみなと室蘭140周年号」が、室蘭駅と登別駅の区間を運行することに伴って歓迎式典が行われ、平成29年5月2日には高級観光列車の「トランススイート四季島」が運行を開始し、登別駅に到着した際には大勢の市民等が歓迎した。

乗降者数の推移

幌別、登別、鷺別の3駅の乗降客数の推移（図表2-7-6参照）を見ると、3駅ともに減少傾向が平成20年代初頭まで続いていた。しかし、平成19（2007）年度に幌別駅に近い登別明日中等教育学校が開校したことや、鷺別駅に比較的近い高砂町に市立室蘭高等看護専門学院が平成22年度に移転したことなどもあり、両駅共に乗降客数が微増した。また、登別駅についても外国人観光客の増加などを背景に、平成27年度より増加に転じた。

各駅の概要

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」では、「駅」を旅客の乗降又は貨物の積卸しを行うために使用される場所としている。「停車場」を「駅」だけではなく、「信号場及び操車場を含む」とし定義している。本節では、引用や固有の名称を除き、「駅」に呼称を統一する。

登別駅

明治25（1892）年8月1日、北海道炭礦鉄道の室蘭線（岩見沢室蘭間）が開業した際に「登別停車場」として営業を開始。開業当初の登別停車場は、前述のとおり現在地よりも160^{メートル}ほど登別川に近い位置であった。その所在地も含めて登別地区は、旧字名で「ポロヤチ」や「フシコヤチ」といつていたように湿地が広がる土地であった。そのため停車場の建設にあたっては多くの石を投下し、地盤を安定させた。こうして建設された登別駅であったが、明治28年に発生した水害によって使用不能となり、明治30年12月1日に現在地に移転した。

この頃の登別地区は、鉄道工事等によって需要が高かった石材の切り出しが盛んに行われ、昭和初期にはフンベ山方向に伸びる砂利採取線のほか、現在の石山通及び紀文台路線と同じ経路で登別本町2丁目の登別川沿いの奥まで伸びる路線（石材会社線・明治42年6月敷設）、登別駅から石山通りを抜けて本町花園通りを通り、高速道路付付近まで伸びる阿久津専用線、中登別からのトロッコの路線などが集積しており、盛んに石材の積み替えが行われていた。また、大正4（1915）年4月16日に登別温泉と登別駅とを結ぶ路線に馬車鉄道が運行を開始して以降、その出発点が登別駅前から出るなど、登別地区の交通の結節点となった。

図表2-7-6 各駅別鉄道旅客乗車人員の推移

(年度末現在、単位：百人)

	登別駅	幌別駅	鷺別駅	合計
昭和61年度	2,980	6,573	2,229	11,782
昭和62年度	2,788	6,068	2,214	11,070
昭和63年度	2,754	5,901	2,157	10,812
平成元年度	2,708	5,590	2,083	10,381
平成2年度	2,890	5,431	2,043	10,364
平成3年度	2,814	5,269	1,932	10,015
平成4年度	2,751	4,829	1,878	9,458
平成5年度	2,631	4,727	1,808	9,166
平成6年度	2,428	4,701	1,772	8,901
平成7年度	2,205	4,505	1,647	8,357
平成8年度	2,073	4,300	1,628	8,001
平成9年度	1,898	3,942	1,613	7,453
平成10年度	1,825	3,723	1,424	6,972
平成11年度	1,737	3,431	1,241	6,409
平成12年度	1,705	3,347	1,201	6,253
平成13年度	1,591	2,967	1,110	5,668
平成14年度	1,497	2,774	1,095	5,366
平成15年度	1,391	2,562	1,098	5,051
平成16年度	1,354	2,435	1,051	4,840
平成17年度	1,365	2,351	1,015	4,731
平成18年度	1,336	2,234	1,066	4,636
平成19年度	1,325	2,251	1,160	4,736
平成20年度	1,310	2,427	1,194	4,931
平成21年度	1,208	2,548	1,212	4,968
平成22年度	1,219	2,599	1,267	5,085
平成23年度	1,193	2,697	1,270	5,160
平成24年度	1,179	2,661	1,321	5,161
平成25年度	1,135	2,686	1,383	5,204
平成26年度	1,132	2,712	1,507	5,351
平成27年度	1,266	2,668	-	3,934
平成28年度	1,420	2,759	-	4,179
平成29年度	1,504	2,690	-	4,194
平成30年度	1,533	2,705	-	4,238

※鷺別駅はH27.11.1、無人化に伴い年度としての数値はありません。

現在の駅舎は、その大部分が昭和10（1935）年に完成したもので、外壁の一部には登別軟石が使用されている。また、駅長室として使用されている部屋は、かつて貴賓室として用意された部屋であった。竣工式は、翌昭和11年4月3日に行われている。

営業内容も、昭和55年5月に車扱貨物を廃し、同59年2月からは荷物も廃止となった。

平成4（1992）年に開駅100周年を迎えたことから、開駅

100周年祭を開催し、これまでの同駅の歩みをまとめた年表「開駅100周年記念「登別駅年表」」を作成した。また、室蘭港開港140周年・室蘭本線開業120周年を記念して、平成24年5月19日及び20日に運行したSLみなと号では本市側の終着点となり、駅前で登別中学校吹奏楽部の演奏などの歓迎行事が行われた。

駅前の広場は、昭和37（1962）年度に造成が行われ、昭和56年8月にはロータリーやシェルター、案内板などが整備された。この駅前広

場には、平成10年より知里幸恵のアイヌ神謡集の一節「銀のしずく」にちなみだしずく型のイルミネーションが、毎年12月に登別青年会などの手によって飾られている。また、昭和58年には、鉄道利用客が駅で快適に過ごせるように、トイレを浄化槽による水洗化を行った。この水洗化は観光客等から大変好評であった。

登別駅は、登別温泉の玄関口としての役割を担っており、多数の外国人観光客が訪れる駅でもある。そのため、同駅では、外国人観光客が快適に旅行を続けることができるように、サービスの向上が図られてきた。

平成19（2007）年3月からは、駅構内の自動放送に英語放送を追加したほか、平成24年度には駅前のバス停留所の看板などを英語や中国語などの多言語表記とした。そして、駅で下車した外国人観光客が改札を出て困惑している様子がうかがわれたため、平成27年2月1日から北海道旅客鉄道（株）が駅構内に通訳スタッフを配置し、平成29年6月1日には登別観光協会（現・登別国際観光コンベンション協会）が旧駅売店であった場所を改修して、観光案内所「のぼりべつインフォメーションセンター」を開設し、外国語対応可能な職員を配置した。そのほか、旅行客は大きな荷物を抱えて来訪するが、札幌方面のプラットホームから改札口を出るためには陸橋を渡らなければならず、大きな荷物を抱える外国人や、高齢の観光客などが移動に苦労していた。そのため、登別国際コンベンション協会では、北海道旅客鉄道（株）や本市と連携して、平成28年に陸橋の区間を人力で荷物を運ぶ「ポーターサービス」の実証実験を開始した。実証実験は、中華圏の連休である春節の時期に行われ、大変好評を得ており、それ以降も多数の観光客が来訪する時期にあわせてポーターサービスを実施している。

幌別駅

明治25（1892）年8月1日、北海道炭礦鉄道室蘭線が開通した際に登別駅と同時に開業した。

開業当初の位置は、現在よりも約600m登別側（現幌別町5丁目20番地付近）にあった。当時の幌別地区は、現在のときめき橋付近が中心となっており、その付近に多くの人が住んでいた。「鉄道」というものを知らない中で、「停車場（駅）」を迷惑施設としてとらえた当時の住民は、付近に駅が出来ることに抵抗した。

しかし、明治32年12月8日、折からの大火によって幌別駅は焼失してしまつた。その再建にあたっては、幌別村有志より再建場所となる土地の無償提供、移設再建費用の一部の寄付などが行われ、明治35年9月1日に現在地に移転した。幌別村有志からの土地の提供などに関する契約が締結された際には、胆振幌別川上流（ノボリトラシナイ川と胆振幌別川の合流地点付近）までの砂利運搬線の敷設に必要となる土地提供などに関しても、北海道炭礦鉄道と幌別村有志との間で契約が締結された。なお、幌別駅が焼失した約2週間後の明治32年12月26日、有島武郎は森本厚吉とともにカルルス温泉に宿泊するため本市に来訪するが、大雪のためにならず、焼失した幌別駅前で一泊したという。昭和18（1943）年からはじまつた学徒勤労動員では、日本製鉄（株）に配属された学生の宿舍が駅付近に設けられ、同駅から輪西駅までの「通勤」に利用された。当時の記憶としては、宿舍と駅、工場の往復のみで、他に目を向ける余裕がなかった。

その後、駅舎は昭和24年7月に改築された。このときの駅舎は幌別町側（海側）にしかなく、昭和15年から現在の富士町に順次建設が始まつた日本製鉄（株）の社宅の形成によって、富士町方面からの乗車口設置

を望む声が増していった。そのため、昭和32年5月に西口が設置された。また、幌別地区と中央町方面との連絡は、現在の中央町1丁目6番地付近にあった踏切によって行われていた。この踏切は、「幌別駅構内踏切道」との名称通り幌別駅構内に隣接しており、危険であったことから、両地区をまたぐ人道橋が建設されることとなり、昭和40年7月に完成。翌月19日に同踏切は廃止となった。

幌別駅の利用者は、約8割が西口からの利用者であった。その一方で、駅舎は東口と比べて西口が狭く、老朽化が著しかったことから、地域住民より駅舎改築の要望が出された。本市も国鉄当局と交渉を重ねた結果、昭和52年2月に本市が国鉄利用債2億1千700万円を引き受けることで合意に達し、同年8月に着工、翌53年3月に橋上駅として完成。本市も幌別地区と中央町方面を結ぶ自由通路を建設し、新築となった幌別駅は、昭和53年3月30日に開業した。

その後、幌別駅での営業内容は「旅客」、「荷物」及び「車扱貨物」であった。

同駅には、胆振幌別川上流や河口付近からの砂利運搬線、千歳町にあった日鋼炉材工場（戦前）、北海道曹達（株）（戦後）の専用線、昭和31年6月に操業を開始した北海道ビー・エス・コンクリート（株）幌別工場（現ドービー建設工業（株））の専用線、また、直接乗り入れはしていなかったが、幌別鉾山からの軽便鉄道などがあり、貨物運搬の拠点でもあった。

昭和40年代に入り、内航海運の発展やトラック輸送の増加によって、国鉄の貨物輸送は厳しい競争にさらされることとなった。そのため、国鉄では、昭和55年から57年までの3年間で貨物取扱駅を全国的に縮小し

ていった。幌別駅では、昭和55年5月から専用線発着車扱貨物のみの取扱となり、2年後の昭和57年11月をもって貨物取扱が廃止となった。また、手荷物や小荷物の取扱も行っていたが、こちらも昭和59年1月末をもって廃止となり、旅客駅となった。

鶯別駅

漁師が多く住むまちであった鶯別は、多種多様な魚介類の水揚げがあったものの、運搬の便が悪いのが問題となっていた。そこで、室蘭支庁長などが北海道炭礦鉄道（株）に対して鶯別に停車場を設置するよう要請活動を行い、その効果もあって、明治34（1901）年12月1日に鶯別駅は開業し、理由は不明であるが、明治36年4月21日に現在地へ移転した。

複線化した後の駅舎は鶯別町側にあり、札幌方面に向かう列車に乗り乗するためには、地下道を通って美園町側に行き、乗車することが必要であった。

このころの同駅は、旧操車場の敷地を挟んで上下線のプラットホームの間が約80メートル離れていた。この旧操車場の敷地は、国鉄清算事業団が所有していたが、上下線に挟まれていたために、それまで処分することができなかった。そのため、平成7（1995）年から上り線のプラットホームを下り線側に移設することによって、この敷地を駅の敷地外とする工事が行われた。この工事によって、それまで鶯別町側にあった駅舎が美園町側に移設され、上下線は跨線橋によって結ばれることとなった。

同駅の管理は、昭和19（1944）年12月から東室蘭駅長が管理することとなり、昭和28年10月に専任の駅長が配置されることとなったが、昭和36年から再度東室蘭駅長の管理駅となった。実際の業務については、

昭和59年に同駅の管理運営を日本交通観光会社に委託し、その後は北海道ジェイ・アール・サービス・ネット（株）が受託した。

平成27（2015）年7月に北海道旅客鉄道（株）は、同年10月から鷺別駅無人駅化の方針を本市に伝えてきた。それに対して、本市では同駅周辺は住宅の新築が相次いでおり、利用客数も増加傾向にあるとして、有人駅としての存続を求めた。同様の要請は、市議会議員などによっても行われ、それに対して北海道旅客鉄道（株）では、無人駅化を1か月遅らせた11月からするとともに、年度末までの平日と土曜日は朝の通勤通学の時間帯に駅員を配置する暫定措置を行った。そして、平成28年度以降は、当初の予定どおり無人駅化された。

富浦駅

富浦に簡易乗降場を設置してほしいとの要望活動は、地域住民の長年の宿願であり、幌別町でも国鉄に対して設置の要望活動を繰り返し行ってきた。

昭和26（1951）年6月、再度幌別町は国鉄に設置に関する要望活動を行った結果、昭和27年9月に昇降場の設置が許可された。しかしながら、このときに許可された場所は、地域住民が要望した場所（現在の富浦駅）から約1^{キロメートル}幌別寄りの市街地から外れた場所であった。そのため、設置場所に関する交渉を行い、昭和28年4月に請願のとおり許可された。

設置許可後も工事の実施等について余曲折があったが、昭和28年12月20日に駅員無配置の簡易駅として開業した。
開設当初から現在に至るまで、同駅の管理は登別駅長が行っている。

鷺別機関区

鷺別機関区の歴史は、昭和19（1944）年12月25日に開設された室蘭機関区鷺別駐泊所にはじまる。

室蘭港へと向かう石炭列車と、函館方面に向かう貨物列車が分岐する東室蘭駅では、アジア・太平洋戦争の時期は貨物輸送量の増加に伴って室蘭機関区では手狭であったこともあり、貨物列車の入替などを行う室蘭操車場（現日本貨物鉄道（株）東室蘭駅）の開設と同時に、同機関区鷺別駐泊所が設置された。

昭和22年11月1日、室蘭機関区から独立した「鷺別機関区」が開設された。

蒸気機関車への給水のため設けられた大きな貯水池には、川から紛れ込んだコイやウグイなどが泳ぎ、給水を受けた蒸気機関車のタンクに魚が紛れ込むことがあった。鷺別町や美園町に住む市民にとって、この貯水池での魚釣りは楽しい思い出であった。

昭和62年4月1日からは、国鉄の分割民営化によって日本貨物鉄道（株）に継承された。

鷺別機関区では、平成11（1999）年4月の車両基地集約により北海道内で稼働するディーゼル機関車の全てが所属し、点検や整備などが行われた。その後、同機関区所属の機関車は、平成23年の東日本大震災発生後には、首都圏から被災地に石油を輸送する石油輸送列車として北海道から派遣されて活躍をした。

平成24年に業務集約に伴う基地統合の一環として、鷺別機関区の廃止が表面化した。この件に関して本市では、市議会において平成24年12月の第4回定例会において「鷺別機関区の維持存続を求める決議」を採決し、存続を求めた。平成26年8月30日をもって鷺別機関区は廃止となり、

機関区の機能を函館市の五稜郭機関区に集約された。

踏切

現在、大部分の踏切（法律用語では「踏切道」であるが、以後固有名詞で使用されている場合を除き、一般に使用される「踏切」に統一する。）は、踏切遮断機と踏切警報機などの保安設備を備えているが、かつては保安設備がなかった。

自動車の普及や鉄道の速度上昇、運転回数増加などによって踏切における事故が多発した。昭和35年度には、全国で約5千500件の踏切事故が発生し、その4分の3が踏切遮断機や踏切警報機などの保安設備がない踏切での発生であったため、保安設備等の整備が急がれることとなった。

国は、昭和36（1961）年11月7日に「踏切道改良促進法」を制定し、昭和41年までの5年間で改良が必要な踏切道を「踏切警報機及び踏切遮断機を設置すべき踏切道」、「踏切警報機を設置すべき踏切道」及び「踏切遮断機を設置すべき踏切道」の3つに区分して指定し、踏切遮断機や踏切警報機などの保安設備の設置を進めることとした。

図表2-7-7 市内踏切一覧

踏切名
鷲別学田通り
富岸西路線
富岸東路線
札幌道路
28号線
幌別学校道路
北海道ソーダ
北海道ソーダ裏通り
足利通り
山下通り
蘭法華市街道路
石山通り

本市内では「踏切警報機及び踏切遮断機を設置すべき踏切道」に、昭和38年8月22日付で「鷲別学田通り踏切道」が指定を受けたのを皮切

りに、昭和39年1月29日付けで「富岸東路線踏切道」、「札幌道路踏切道」、「北海道ソーダ踏切道」、「石山通り踏切道」が指定を受けた。また、「踏切遮断機を設置すべき踏切道」として昭和38年8月22日付けで「幌別学田通り踏切道」が指定を受けて、改良が行われた。

現在、本市内には12の踏切がある（図表2-7-7参照）。「北海道ソーダ」（千歳町）から富浦町の「蘭法華市街道路」（富浦町）までの4つの踏切を除き、その他は軌条（レール）と交差し、または交差した道路の名称が付されている。

砂利採取線

線路工事に使用する砂利は、本市内でも多く採取されており、その歴史は明治期にさかのぼる。

現在の資料で確認できるのは、明治24（1891）年に現在の川上町での砂利採取を考えていた星野多仲が、幌別村の総代人との間で砂利採取に利用する道路（現在の道道弁景幌別線）の整備や利用方法などについて契約を締結した。星野が砂利採取を行っていた場所は、労働者が集まって1つの集落を形成し、一時期は「石山」といわれるようになる。

明治35年に、幌別駅が現在の幌別町5丁目付近から現在地に移転する際に、胆振幌別川から砂利を採取するための「砂利採取線」の敷設が進められることとなった。線路を敷設する予定地には、多人数の畑などがあつたが、住民総代人が「線路を敷設するのに支障が無いように取り纏める」との公正証書を作成した。この路線は当初、現在の桜新橋方面に伸びていたが、徐々に上流へと延びて行き、ノボリトラシナイ川と胆振幌別川との合流地点の片倉町側まで延長された。この路線は、砂利の運搬を終えた後に、富士町にある新日鐵社宅街に供給するコークスをはじ

めとする生活物資の運搬に活用されたという。これら生活物資の運搬もトラックへの移転などが進み、昭和30（1955）年頃には胆振幌別川から幌別駅に向けて順次、線路が撤去された。砂利採取線が通っていた路線跡は、現在の市道西通り線などとして名残りがあつた。

登別駅を取り囲むように登別軟石（登別中硬石）を運ぶ線路も敷設されていた。1つが現在「石山通」と呼ばれる路線にあつた馬車鉄道の路線。これは、札幌市でも石材の切り出しを行っていた助川貞次郎が社長を務める札幌石材馬車鉄道会社が、登別駅と登別村石山（現在の中登別町64番地付近）の間、約2^{キロメ}の線路敷設を明治42（1909）年3月に北海道庁から許可を受け、同年6月14日に竣工した。この路線は、馬が引くトロッコによつて登別駅前（現登別港町1丁目4番地付近）まで運搬され、そこから鉄道に積み替えられて出荷していたが、昭和15（1940）年頃に線路が撤去され、以後は保道車（ゴムタイヤの馬車）によつて石材が運搬された。また、この路線に添うように登別駅から伸び、登別本町2丁目15番地付近から（株）アオノ産資の作業場方向に伸びる「阿久津専用線」と呼ばれる石材運搬の軌道も敷設されていた。こちらも同様に馬が引くトロッコで運搬し、冬場は馬そりに石材を積み、運搬していた。

軽便鉄道

「軽便鉄道」は、軌間（レール幅）が自由であるなど「私設鉄道法」によつて設置された鉄道に比べて、建設、運転、営業に対して緩やかな規定となつており、明治43（1910）年の「軽便鉄道法」施行以降は、全国各地の私鉄では軽便鉄道として営業を行う例が多かつたという。

本市内には、幌別駅と幌別鉾山（現・鉾山町）を結ぶ「幌別鉾山専用

軌道」と、登別駅と旧登別温泉駅を結ぶ「登別温泉軌道」の2路線があつた。前者は北海道硫黄（株）、後者は登別温泉軌道（株）により運行された路線であつた。

幌別鉾山専用軌道

「幌別鉾山専用軌道」が明治40（1907）年5月又は6月に工事が開始されて、幌別駅前から現在の鉾山町を結ぶ区間までを馬車鉄道が開通したのは、明治40年11月1日のことであつた。

この日の様子を金井抱二の日記によると「来る馬車は70台以上」「盛んなる様子を示す」と記しており、開通初日から荷物を積んだ多数の馬車が軌道を通つて、幌別駅前から鉾山町まで荷物運搬に従事した様子が分かる。その後、硫黄の生産能力増強に伴つて、馬車鉄道から蒸気機関車へと転換されることとなり、昭和2（1927）年夏から軌道の撤去と敷設が行われた。このときに撤去された馬車鉄道用の軌道は坑内で再利用された。現在、鉾山町に置かれている車輪と車輪の距離が約700^{ミリ}であることから、軽便鉄道への転換後の軌間は762^{ミリ}が採用されていたものと推測される。

この路線は、国土地理院の旧版地図（大正6年測図、同年9月31日発行）を見ると、現在の登別市ネイチャーセンター「ふおれすと鉾山」を越えて進み、金鉾石が採掘された旭坑まで伸びていた様子がわかる。また、ふおれすと鉾山から幌別来馬川を越えた付近では、壮瞥町黄浜から伸びる鉄索の終点が隣接しており、この付近で硫黄鉾石等の積み替えを行つたのであろう。

この軽便鉄道は、主として幌別鉾山で採掘された鉾石を幌別駅前に運

び、その帰りは生活物資を積んで戻るものであったが、幌別鉱山地区の住民にとっても大切な交通手段であった。人が乗車するとき、起点や終点は当然ながら停車しているが、その間で乗車する際は、運転手が徐行するため、そのタイミングを計って乗車するという方法であったという。

鉱石採掘の中心は、本市側の銅から壮警町側の硫黄に移行するが、鉄索を通じて壮警町側から運ばれてくる鉱石を積み、幌別駅前まで運搬していた。戦後になり道路事情が良くなった影響もあって、硫黄鉱石の運搬をトラックが担うようになった。しかし、当時の壮警町側の路面が緩みや弱かったこともあり、トラック輸送転換後も軌道は残された。この判断は、昭和28年に壮警町側で大雨による路盤崩壊の際に力を発揮した。その後、壮警町側の路面が改良されたことなどから、昭和29年に軌道が撤去されて、約半世紀の役割を終了した。

現在も市ネイチャーセンター「ふおれすと鉱山」の裏に、「カラミ煉瓦」(銅の精製に伴って発生する廃棄物から作成したレンガ)が積み重ねられている場所がある。そこは、かつて地域の住民が乗り降りしていた場所である。

登別温泉軌道

明治中頃まで登別温泉に行くには、男女問わず険しい山道を登り降りしていた。明治初期は、その山道に荷馬車を運行していたが、乗り心地は悪く、明治30(1897)年に滝本金蔵が黒塗りの馬車に代えた際には大好評を博し、明治34年4月には北海道庁、北海道炭礦及び村の共同出資で道路を改良し、2頭引き馬車の通行が可能となった。しかし、融雪期のぬかるみなどによって馬車の転覆事故が発生するなど、馬車は一部の観光客には敬遠されていた。

そのため、大正2年に栗林五朔を中心に馬車軌道(軌間762^{ミリメートル})敷設の許可申請が出された。路線を決定するにあたっては、始点と終点を除くほかは可能な限り市街地を避けて運行するよう計画された。

「登別温泉軌道」は、この計画に基づいて設置された路線である。大正4(1915)年11月7日に仮開通式を挙行し、同日より運転を始め、大正4年12月3日から本格的に営業を開始した。

しかし、大正5年8月の脱線転覆や、同年9月には馬夫のストライキによって旅客が徒歩で往復するなどの不都合も発生したことから、大正7年3月7日に軽便鉄道への転換の認可を受け、試運転を続けた結果が良好であったことから、同年5月1日から蒸気機関車に転換する。しかし、蒸気機関車の煙突から出される火の粉によって軌道脇などで山火事が多発することになったため、大正14年11月25日に電化開業し、それに合わせて1千067^{メートル}に改軌した。

その運営会社「登別温泉軌道株式会社」は、大正5年7月22日に登別温泉街を供給区域とする「勝関の滝発電所」(水力)を登別温泉町奥の勝関の滝に建設し、登別温泉街に電気を供給していた。そして、電化開業と同日の使用認可により、「カルルス発電所」(水力)をカルルス町に新設。昭和4(1929)年9月28日には内燃機関で発電する「登別温泉発電所」を新設して、増加する電気需要に対応した。電車には、登別村字温泉場149番地(現登別温泉町14番地付近)に回転変流機1台を設置して電気を供給していた。多数の乗客がいると、電車の運行により多くの電気を必要とするために、登別温泉街の電灯は若干暗くなり、これを見て温泉街では客人りの様子を予想したと伝えられている。

馬車鉄道から蒸気機関車、電車への転換は、登別駅登別温泉間の所要

時間の短縮に大きな効果を発揮した。馬車鉄道時代に登別温泉までに約1時間半、逆方向は約1時間を要していたが、大正12年12月15日からは上り下り各2便が50分となり、昭和5年4月1日には、上り下りとも約35分と、所要時間は運行開始当初の約半分から3分の1までになった。

登別温泉軌道の路線は、先述のとおり市街地を避ける経路を選択したために、登別駅前を発車すると一度、虎杖浜方向に進み、ポニアヨロ川に沿って上り、現在のわかさいも本舗登別店付近で道道洞爺湖登別線と合流。以降は同線に沿って登別温泉に向かっていく。途中には中登別に「神威若駅」があった。ここでは馬車鉄道時代に馬が水を飲み、蒸気機関車時代は水を補給していた。また、神威若駅と登別温泉駅の間の紅葉谷付近では、当初計画では馬車鉄道のみが通る計画であったが、明治34年4月の改修の経緯から、登別温泉軌道(株)が独占使用することに住民からの反対運動が起された。両者が協議した結果、当該区間については拡幅して軌道を設置することに決定したという。

その後、観光客が減少して運賃収入が減る一方で、保線が行き届かなくなっていたことから、昭和8年10月15日に軌道営業を廃止して、バス路線に転換した。廃止した車両は旭川市街軌道に売却され、同路線で使用された。また、バス路線への転換にあわせて、社名も「登別温泉軌道株式会社」から「登別温泉株式会社」に改称した。

現在、登別温泉軌道が馬車鉄道であったころの名残りとして、中登別墓地の入り口付近に登別温泉軌道株式会社を発起人とする馬頭観世音の石碑があり、碑銘に「馬力神」と彫られた石碑が白老八幡神社の境内に移設されて現存している。

参考資料

- ・ 日本国有鉄道北海道総局『北海道鉄道百年史 上巻』昭和51年
- ・ 和久田康雄『四訂版資料・日本の私鉄』昭和43年
- ・ 和久田康雄『日本の私鉄』昭和56年
- ・ 金井抱二『金井抱二日記』明治40年
- ・ 北海タイムス社『北海タイムス』大正5年、大正7年
- ・ 室蘭民報社『室蘭民報』各年版
- ・ 北海道新聞社『北海道新聞』各年版
- ・ 田中和夫『北海道鉄道なんでも事典』平成25年
- ・ 澤内一晃・星良助『北海道の私鉄車両』平成28年

2 バス

路線バス 本市におけるバス事業の始まりは、昭和4(1929)年に室蘭自動車合資会社(道南バス(株)の前身)が

登別・登別温泉間を乗合自動車(バス)で運行したのがはじまりとなる。

その前年、登別駅から登別温泉までの区間が準地方費道として整備され、自動車の運行に便利になったことがきっかけとなった。

昭和3年11月25日の室蘭毎日新聞では、同区間での乗合自動車の運行を幌別村が出願することを決定した旨の報道がなされている。実際に出願したのか、出願したとして許可が下りたのか否かについては記事がないために不明であるが、同区間について、昭和4年の花見時期から夏の遊覧時期までの期間、登別駅への列車の到着時刻にあわせて室蘭自動車合資会社が運行することとなった。このときの乗合自動車は6人乗りの

フォードセダン型で、料金は片道1人当たり50銭であった。そして所要時間は、約20分で結んだことから、登別温泉軌道(株)が運行する電車よりも約10分間短縮されることとなった。

同社では、同じ時期に室蘭・登別温泉間のタクシー事業も実施していた。こちらは24時間対応で、料金は6人乗り10円、1時間20分の所要時間であったという。

翌5年8月11日、それまで室蘭・登別温泉間でタクシー事業を行っていた同社が、同区間でのバス事業を開始した。この事業では、途中の鶯別、富岸、幌別、蘭法華(富浦)、登別、神威若(中登別)などを往復する人も乗降することができ、住民の利便性は大幅に向上することとなった。また、15人以上の団体申し込みの場合は、臨時便も運行したという。

昭和8年8月1日、それまで電車を運行してきた登別温泉軌道(株)は、効率的な設備投資を果たすために電車を廃止してバスに転換し、社名も「登別温泉(株)」に変更した。同社が導入したバスは、16人乗り2台、30人乗り1台というもので、これまでに比べて車両の大型化が図られた。また、同社は、登別温泉に新たにバスターミナルを設けた。

戦争の気配が濃厚になりはじめた昭和16年9月、政府はガソリン車を禁止した。そのため、バスは木炭車や都市ガス車などでの運行が行われた。本市内においても、登別駅から登別温泉の区間を運行するバスに木炭車が導入され、上り坂の途中で動かなくなり、乗客がバスの後ろを押すこともあった。

その後、物資の統制は一層強化され、ガソリンの代用であった木炭等についても統制されるようになった。また、自動車製造会社が軍需工場に指定されたり、タイヤをはじめとする消耗品も入手が困難となつて

いった。その中で、国は昭和17年に「バス業界統合方針」を發出し、昭和18年3月末までに統合を完了することとした。室蘭地区では、室蘭自動車(株)のほか、登別温泉(株)、カルルス温泉自動車(株)などの合計9社の統合が計画され、昭和18年3月29日に統合会社の「道南乗合自動車(株)」が設立された。このときの本市内での路線は、室蘭市東町から登別温泉までの25・6^{キロメートル}、登別温泉から登別駅前までの7・5^{キロメートル}と、カルルス温泉から登別温泉までの8・9^{キロメートル}の3路線であった。そして、これ以後は、本市内のバス事業の大部分を昭和26年に「道南バス(株)」と改名する同社が運行することとなり、同社の歴史と重なっていく。

昭和29年に、オロフレ峠と登別温泉を結ぶ「オロフレ線」が免許となり、翌30年4月には室蘭札幌間のバス運行が決定した。その後、道南バス(株)は苦難の時代を歩むことになるが、その中にも人口増加が続く本市内でのバス路線の充実は図られた。

昭和41年7月に登別温泉バスターミナルが完成し、昭和48年に新日鉄前から千代の台団地までの運行を開始、昭和53年4月には川上公園まで路線が延長した。また、昭和54年11月、後の若山営業所となる東営業所若山車庫が完成して業務を開始。同営業所は平成5年に登別営業所(登別温泉町)を管轄することとなった。

中央バス(株)運行の登別温泉札幌間を結ぶ都市間高速バスは、道央自動車道の延伸に伴って、経由するインターチェンジを移り変わっていった。昭和57年6月に苫小牧西インターチェンジ、昭和58年12月には白老インターチェンジを経由するようになった。また、道南バス(株)も昭和59年4月に室蘭札幌間(愛称「白鳥号」)、翌60年4月に登別温泉

札幌間の都市間高速バスの運行を開始した。室蘭札幌間のバスは、ほぼ同じ区間を中央バス（株）と道南バス（株）が運行することとなったため、両社で運行時間などの協議を行い、各社1日2往復、料金は片道1千700円となった。

平成期以降、バス路線の整備については、観光客の利便性向上に資する内容のものが以前よりも多く見られるようになっていった。

平成6（1994）年4月、登別テーマパーク連絡協議会と道南バス（株）が提携して、市内の4テーマパーク（登別マリリンパーク・ニクス、登別伊達時代村、中国庭園天華園、のぼりべつクマ牧場）と登別温泉を循環する「登別ぐるりんGO」の運行を開始した。平成7年度に利用客数をはピークを迎えたが、その後は景気の悪化などによって利用客数が伸び悩み、また、平成9年11月から登別中国庭園天華園が休業（翌年4月下旬から営業を再開）し、その他のテーマパークは交通の便が良かったり、独自の送迎バスを運行していたりしたため、平成9年度をもつて同協議会で検討した結果、休止することとなった。

平成11年2月1日には、千代の台団地経由の路線が亀田記念公園前を経由するようになり、富岸町に住むバス利用者の利便性向上がなされた。

平成16年4月のダイヤ改正では、登別駅・登別温泉間を結ぶ路線が9往復から14往復へと増便された。また、平成24年10月の約1か月間、北海道登別洞爺広域観光協議会が登別温泉と洞爺湖温泉をオロフレ峠経由で結ぶ「登別洞爺楽しみ探検号」の実証実験（運賃片道500円、往復1千円）を行った。この区間は、平成18年までバス路線が運行していたが、利用者数の低迷などから廃止された。しかし、圏域内での滞在型観光の充実を図るとともに、高齢の観光客の利便性を向上させることなどを目

的に紅葉シーズンに合わせて実証実験を行うこととなり、延べ230人が利用した。また、この取組について各種メディアに取り上げられたことよって、広域観光圏の知名度の向上にもつながる副次的な効果が発生した。

平成28年4月には、登別温泉と洞爺湖温泉を結ぶ都市間高速バス「高速いぶり号」の運行を1日2往復で開始した。

本市を訪れる外国人観光客が徐々に増加していったため、平成10年1月には、JR登別駅前にある登別温泉行きバス停留所を日本語・英語・ハンダ語の多言語表示を開始した。平成24年には観光庁は、登別市内の駅・テーマパーク、観光案内などで「外国人旅行者の言語バリエーション調査」を実施した。その中で、登別駅前に複数あるバス停留所の表示なども点検され、その改善について助言を受けた。

鉾山バス

昭和29（1954）年に幌別駅前と鉾山町を結ぶ軽便鉄道が廃止された後は、昭和33年2月に道南バス（株）

が同区間の定期バスを運行を開始した。しかし、利用者数は伸びずに慢性的な赤字路線となっていた。昭和48年に北海道硫黄（株）幌別事業所が開鎖し、鉾山地区の住民は続々と転居して利用者数の減少に拍車がかかった。そのため、道南バス（株）はこの年をもって鉾山線を廃止した。

また、昭和48年度末をもって札内小中学校も児童生徒数の減少により閉校し、児童は幌別西小学校、生徒は新しく片倉町に開校する西陵中学校に通学することとなった。これらの児童生徒の通学手段を早急に確保する必要に迫られた本市では、スクールバスの運行を開始した。昭和55年3月に西陵中学校に通学していた最後の3年生が卒業したため、ス

クールバスが運休することとなった。スクールバスには、通院などのために自家用車を持たない地域住民も便乗しており、スクールバスの休止によつて交通手段がなくなる事への不安が地域住民の間で増していた。

本市は、昭和55年4月から市営バス（9人乗り）を市民研修センター（現登別市ネイチャーセンターふおれすと鉦山）から幌別駅前までの区間に、毎週日曜日を除いて運行（1日2往復）することとした。

運行当初は1日6人程度の乗車人員を見込んだが、実際の乗車人数は1日平均2人ととどまった。さらに事業経費の大部分が運転手（市嘱託員）の人件費であつたことから、地域住民と協議を重ね、代替措置を検討した結果、鉦山地区の住民へのハイヤーチケットの交付により移動手段を確保することで合意に達し、平成9（1997）年3月31日をもつて市営バスは廃止した。

平成9年4月1日以降、合意に基づいて対象者にタクシーチケットを交付していたが、平成22年に最後の対象者が入院したことにより、交付実績がない年が続いた。このため、平成27年度から事業を休止した。

乗降客数の推移

本市内を走る路線の乗降客数を見ると、昭和51（1976）年度に千代の台線の運行を開始したことにより、大幅に乗降客数が増加した。その後も年間数万人程度ずつの増加が見られたが、昭和55年度をピークに室蘭管内の景気の悪化や、自家用車の増加などから減少に転じた。減少傾向は長く続き、平成25（2013）年度を底に翌年度から増加に転じた。その後、平成25年度から平成30年度までの6年間の乗降客数の推移を見ると、登別駅と登別温泉の間を結ぶ路線の乗降客数の増加が著しかった。この頃、増加の一

途をたどっていた外国人観光客による影響が大きかったようである。

参考資料

- ・登別市「広報のほりべつ」各年版
- ・登別市「登別市統計書」各年版
- ・北海道新聞社「北海道新聞」各号
- ・室蘭民報社「室蘭民報」各号
- ・道南バス（株）『道南バス七十年史』平成7年
- ・道南バス（株）提供資料

図表2-7-8 バス乗降客数の推移

区 間	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
室蘭～登別温泉	1,436,371	1,606,714	890,312	580,801	633,633	687,973	752,047	497,507
登別駅～登別温泉	629,094	458,452	433,693	283,518	119,764	111,764	63,076	31,366
登別温泉～札幌	344,860	152,087	129,742	187,488	263,332	163,898	238,289	75,902
室蘭～苫小牧	238,454	474,756	480,566	322,378	356,635	220,018	-	-
輪西～登別高校	179,991	864,532	3,020,847	1,672,694	716,402	624,370	-	-
室蘭～資料館	-	-	-	-	-	-	304,149	454,122
カルルス線	38,996	19,197	49,778	22,192	10,208	10,242	9,489	10,129
カルルススキー場線	-	-	19,908	3,977	4,305	6,131	3,672	5,135
登別温泉～苫小牧	193,383	116,750	191,872	34,959	18,283	23,409	109,673	71,208
千代の台線	-	-	518,533	1,399,967	1,259,914	1,065,405	1,075,118	824,924
登別温泉～登別高校	-	-	83,421	98,499	93,081	92,924	-	-
登別温泉～資料館	-	-	-	-	-	-	43,312	18,764
クッタラ湖線	24,054	6,013	980	1,288	2,432	-	-	-
オロフレ線	130,585	82,869	33,154	18,210	19,294	17,838	10,387	3,107
内浦線	36,321	4,419	822	-	-	-	-	-
鉦山線	19,857	-	-	-	-	-	-	-
市内循環線	-	-	-	38,550	26,858	-	-	-
総 数	3,271,966	3,785,789	5,853,628	4,664,521	3,524,141	3,023,972	2,609,212	1,992,164

区 間	平成22年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
室蘭～登別温泉	473,228	469,649	467,156	476,341	414,018	461,847	453,413
登別駅～登別温泉	27,498	25,765	38,118	53,345	137,614	158,952	161,674
登別温泉～札幌	5,301	7,026	8,246	13,054	19,833	25,421	26,590
室蘭～苫小牧	-	-	-	-	-	-	-
輪西～登別高校	-	-	-	-	-	-	-
室蘭～資料館	516,461	486,592	480,261	471,924	513,203	511,140	523,564
カルルス線	18,866	18,825	18,907	18,850	15,324	10,173	7,771
カルルススキー場線	3,244	3,186	3,264	3,240	3,316	1,863	2,950
登別温泉～苫小牧	78,343	80,735	80,242	83,590	111,187	115,648	107,056
千代の台線	397,373	355,142	351,351	345,543	265,843	275,840	279,725
登別温泉～登別高校	-	-	-	-	-	-	-
登別温泉～資料館	14,135	14,645	16,615	18,164	17,343	21,235	22,550
クッタラ湖線	-	-	-	-	-	-	-
オロフレ線	-	-	-	-	-	-	-
内浦線	-	-	-	-	-	-	-
鉦山線	-	-	-	-	-	-	-
市内循環線	-	-	-	-	-	-	-
総 数	1,534,449	1,461,565	1,464,160	1,484,051	1,497,681	1,582,119	1,585,293

出典『登別市統計書』より作成

第4節 情報通信

1 郵便

登別の郵便

北海道の郵便制度は、明治5（1872）年旧7月1日の函館郵便役所の開設にはじまり、同年旧10月1日の東回り線、函館から有川（上磯）・知内・福島・福山（松前）・江差・熊石・久遠までの西回り線で、合わせて22か所に郵便取扱所が設けられたため、本市は道内で最も古い郵便制度の歴史を有する「まち」の1つとなった。

本市の「幌別郵便取扱所」は、現在の幌別町1丁目11番地付近に設置された。郵便取扱人には駅通取扱人（宿場から宿場へ荷物を送る取扱人）の松谷金弥が命じられた。明治8年1月1日、「郵便法」が改正され、全国の郵便役所・郵便取扱所は、すべて「郵便局」と改名。幌別郵便取扱所も「幌別郵便局」と改称し、郵便局ごとに格付けがなされるようになり、幌別郵便局は5等郵便局となった。同局は、明治14年9月に4等、明治19年4月26日には3等の指定を受けた。

その後、幌別郵便局は明治29年7月1日に為替貯金事務、同年11月16日より小包郵便事務を開始した。また、明治41年11月21日には電信1回線をもって電報取扱事務を開始。大正6（1917）年1月1日からは市外1回線をもって電話（窓口通話）事務を開始して、昭和44（1969）年6月10日に幌別電報電話局に移管するまで、これらの事務を執り行った。

その間に局舎も移転を重ね、明治42（1909）年に現幌別町2丁目25番地付近に、大正7（1918）年2月26日に現幌別町4丁目10番地に移転し、昭和47（1972）年10月1日に幌別駅西口前の現・中央町2丁目15番地に新築移転した。

中央町に移転する3か月前の昭和47年6月30日に、本市内で初の「普通郵便局」に移行した。普通局への移行直前の昭和45年当時、本市内には特定郵便局7局と簡易郵便局1局があった。うち、集配局は幌別郵便局（昭和47年6月「登別郵便局」に改称し、普通局に改定）と登別郵便局（昭和47年6月「登別郵便局」に改称し、普通局に改定）と登別郵便局（昭和47年6月「登別駅前郵便局」に改称）の2特定局、無集配局は、鶯別郵便局・登別温泉郵便局・カルルス温泉郵便局（昭和63年7月簡易局に改定）・幌別西郵便局（昭和52年12月「富士郵便局」に改称）・幌別中央郵便局（昭和47年11月幌別鉄南郵便局に改称）の5特定局と簡易局の幌別鉾山郵便局（平成8年4月に廃止）を合わせた6局があった。その後、市街地の拡大等に伴い、無集配・特定局の登別若草郵便局、登別新生郵便局と簡易局の登別富岸郵便局・登別桜木郵便局が新設された。平成19（2007）年10月1日、郵政民営化の際に「普通郵便局」「特定郵便局」の分類が廃止され、新たに設立された「日本郵便（株）」が設置する「郵便局」と定義され、同時に設立された「（株）ゆうちょ銀行」（株）かんぽ生命保険」の業務を受託し、各郵便局の窓口業務はそれまでと同様の対応を行っている。平成31年3月末現在、本市内には郵便局が8か所、簡易郵便局3か所の合計11か所が配置されており、集配局は「登別局」の1局体制となった。

本市と市内各郵便局とは、「ことも110番」「廃棄物の不法投棄情報」の提供に関する協定」「地域の安全に関する協定」「災害発生時における

協力に関する協定」「包括的連携に関する協定」など、様々な協力関係を構築している。

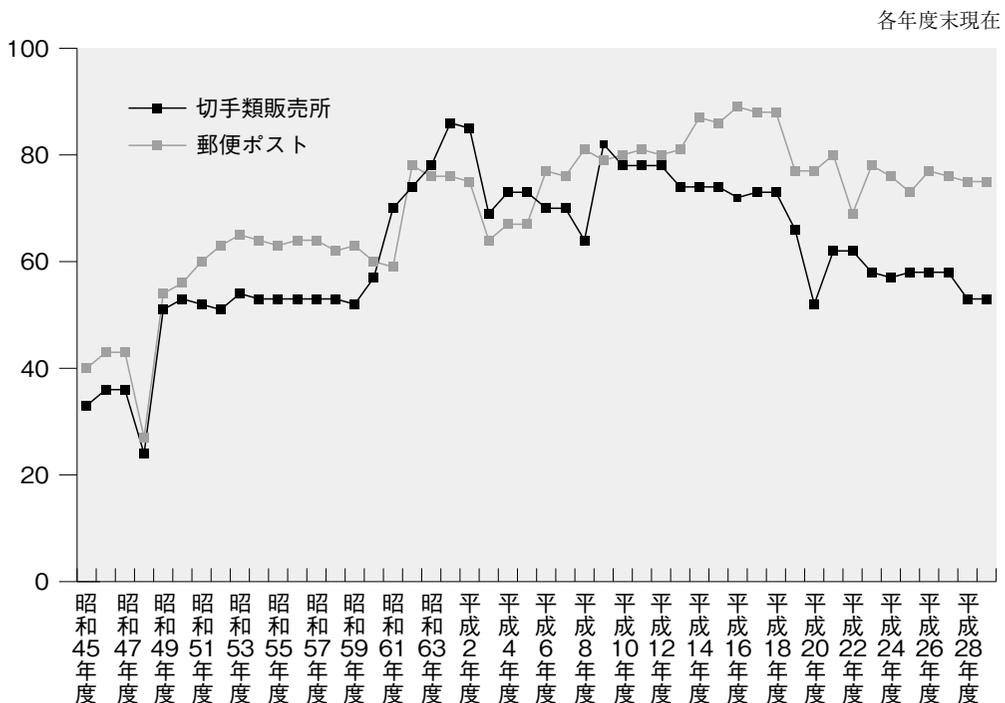
郵便ポストの配置は、明治期に「郵便函」として設置されたのを皮切りに、市制施行の昭和45（1970）年度には40か所に設置された。その後も利用頻度や地域の状況を踏まえて設置個所の見直しを重ねつつも増加し、平成16（2004）年度には89か所となった。その後、平成19年度に再度利用状況等を基に見直しを重ねた結果、20か所が移設や廃止の対象となり、それ以後の設置個所数は横ばいで推移している。

また、郵便切手や収入印紙を販売する郵便切手類販売所の数は、昭和期は増加が続けたが、平成期に入ってからコンビニエンスストアで切手類の取扱が開始されたことを受けて、設置個所数は減少している。これらの推移については、図表2-7-9を参照いただきたい。

郵便番号制度

昭和43（1968）年7月1日に導入された郵便番号制度では、集配業務を行う郵便局ごとに郵便番号が付され、本市内は幌別郵便局（現登別郵便局）の管轄が「059-03」、登別郵便局（現登別駅前郵便局）の管轄が「059-04」、登別温泉郵便局の管轄が「059-05」と定められた。鶯別地区と若草・美園・上鶯別地区は、東室蘭郵便局の管轄であったために「050」となった。両地区は、昭和62年10月5日に集配業務を東室蘭郵便局から登別郵便局に移管した際に、他の本市内と同様に「059」になった。その後、集配業務は平成18（2006）年9月19日に登別駅前郵便局から、平成27年8月31日に登別温泉郵便局からそれぞれ登別郵便局に移管され、市内では同局1局が集配業務を行うこととなった。

図表2-7-9 市内の郵便ポスト・切手類販売所の推移



出典『登別市統計書』より作成

主な郵便局

本市内唯一の普通局「登別郵便局」(所在地・中央町2丁目15番地)は、開設以来、明治・大正期に幌別地(現在地)に新築・移転した。その後、地域の発展に伴う取扱事務量の増加と窓口業務の機械化などにより局舎が手狭になったことから、北海道郵政局が検討していた「局舎の増築」計画が実施に移された。

昭和59年2月、局舎増築のための敷地を確保するため、隣接していた「登別商工会館」の敷地・建物の買い取り交渉に入った。郵便業務は市民生活に直結しているサービスであることから、所有者の登別商工会議所からの了解は早々に得ることができた。そして、諸準備が整った昭和61年8月に着工した。工事期間中は、中央町3丁目24番地の「千光寺」横に仮局舎を設置し、業務を行い増改築工事が竣工した昭和62年8月10日に「新局舎」での業務を再開、現在に至っている。

集配特定局として普通局並の業務を行っていた「登別駅前郵便局」(登別東町1-5-12)は、明治32(1899)年に現在の登別東町3丁目2番地に当時の「幌別郵便局の郵便受取所」として開設し、大正・昭和に登別駅前などに2度の移転を経た後、昭和60(1985)年8月に国営局舎として現在地に新築移転した。新局舎落成時には、局舎の図柄が入った記念日付印を押した台紙を発行するなど、郵便マニアの人気を集めたという。平成18(2006)年9月、集配業務を廃止した。「駅前局」の無集配化後は、中央町の「登別局」が統括センターとなり、「駅前局」区域の集配を行っている。

2 電信・電話

電信電話の始まり

北海道の電信(電報)は、明治5(1873)年6月函館・札幌間の電信線の架設に取りかかったのがはじまりで、明治7年10月に福山(松前)小樽間が竣工した。さらに、翌年には津軽海峡海底線の敷設完成と東京・青森間の電信線の架設竣工によつて、北海道から東京および九州まで電信連絡が可能となった。北海道内で一般向け電報の取扱いが開始されたのは明治8年3月のことで、札幌・函館・小樽・室蘭・福山・森・長万部など、7か所の電信局が開局した。

当時の郵便や通信行政を「通信省」が管轄していたことから、本市でも電信・電話業務を郵便局が担当することになった。登別郵便局は、明治41年11月から電信回線をもつて電報取扱事務、大正6(1917)年1月から電話(窓口通話)事務を開始した。窓口通話とは、電話をかける人が郵便局へ出かけ、相手も相手方の郵便局に呼び出して通話する形式であった。したがって、郵便局員が通話する人へ連絡の必要があることから、呼び出される相手の住居と郵便局との距離や範囲にも制限があった。ちなみに、通話料の外に呼出料が設けられていた。同じ大正6年1月に登別駅前郵便局と登別温泉郵便局でも電報取扱事務を開始した。このとき、登別温泉郵便局では、他局に先がけて電話交換事務も始めている。

登別駅・登別温泉間の馬車軌道の整備を終え、浴客などで温泉街は活況を呈していたことから必要性が高かったのであろう。登別温泉局に遅れること約15年後の昭和7(1932)年12月に、登別駅前郵便局で電

話交換事務を開始した。さらに、4年9か月後の昭和12年9月になって登別郵便局で電話交換事務が開始された。登別局の電話交換事務の始まりが意外に遅かったようであるが、当時の記録によると幌別地区における電話加入件数は12年10件、13年13件、14年15件と非常に少なかった。また、同じ12年9月から鶯別郵便局でも電報取扱事務と電話通話事務が開始され、同局が電話交換事務を開始したのは15年12月であった。このように、電話交換事務の開始が遅かったことや電話加入件数が少なかった理由は、後述する本市内における通信施設整備の遅れが要因であった。

日本電信電話公社の誕生

昭和24（1949）年6月に「通信省」を分割し、「郵政省」と「電気通信省」が新設された。それに伴い、全国各地の都市部を中心に郵便局から独立して電報・電話局が設置されはじめた。27年8月には、その電気通信省を解体し、現業部門を公共企業体の特殊法人とした「日本電信電話公社」（通称「電電公社」現・「NTT」）が誕生した。

戦災で壊滅状態になっていた電信電話設備が「電電公社」の発足後、急速に回復していった。道内においても、人手で接続する方式から自動改式（自動電話交換機）に切り替わり、電話機がダイヤル式へと進展していった。室蘭市では早くから電報局や電話局が設けられ、昭和39年6月には室蘭市内の即時ダイヤル化が実現していた。

昭和40年11月27日、鶯別・幌別地区のダイヤル電話による自動化が始まった。室蘭電報電話局が総工費約7千万円で進めてきた自動化工事が完了し、この日、待望のダイヤルによる即時通話が開始された。ようやく室蘭市の隣接町でありながら、室蘭との通話までに長い待ち時間がか

かる「つながらない電話」の不評が解消されたのである。また、全国211局とのダイヤル即時通話も開始されると同時に、登別・登別温泉地区は「準市内局」として即時通話並にスピード化された。鶯別町「014387」、幌別町「014382」、登別町「014383」、登別温泉町「014384」、それぞれの地区ごとに市外局番が設けられた。室蘭市から鶯別・幌別地区へ電話をかける場合、両町の局番のあとに加入者番号をダイヤルすると自動でつながった。しかし、登別と登別温泉地区については市外局番をダイヤルすると「交換手」につながり、相手側の電話番号を伝えて、初めて通話できる仕組みであった。その後、昭和42年6月には「登別温泉電報電話局」が開局し、登別温泉地区とカルルス温泉地区の電話も自動式に切り替わった。昭和44年6月に「幌別電報電話局」（翌年「登別電報電話局」に改称）が開局し、翌年5月、市内で唯一「手動式」であった登別地区も、最新の「クロスバー交換機」が導入され「自動式」になった。これに伴い、鶯別、幌別、登別が1つの市内通話区域となり、市外局番が統合され「01438」となった。また、鶯別が6局、幌別が5局、登別に3局の市内局番がつき、市内局番プラス電話番号でつながることになった。この年の2月末現在における電話加入件数は、鶯別629件、幌別1千267件、登別248件であったが、登別地区で申し込まれたまま取り付けがされていなかった「積滞電話」約250件が5月末に一括架設された。

昭和53年12月に、常盤町2丁目2番地1へ「登別電報電話局」の局舎が移転新築された。鉄筋コンクリート造の地下1階、地上2階建の近代的な「新社屋」には、来訪者向けの営業窓口をはじめ自動機械室や電池電力室などが設けられた。翌年10月「登別温泉電報電話局」を「同局」

に統合し、本市全域にわたる電話の故障修理や架設・移転などのサービス業務を開始した。昭和60年4月「電電公社」の民営化に伴い、日本電信電話(株)(通称「NTT」)室蘭支店登別営業所に名称を変更した。しかし、平成6(1994)年2月末、NTTが全国で進めていた合理化の一環として同営業所は閉鎖となり、電話料金の支払いなどの業務を室蘭支店に一本化された。その後、同営業所跡は無人の電話交換局「登別局」として、現在も交換機の遠隔操作と監視が行われている。市内には、同局の外「鷲別局」「登別東局」「登別温泉局」の無人交換局が設置されている。

携帯電話とインターネットの普及 昭和43(1968)年7月に無

ポケットベルの登場

線呼び出し「ポケットベル」の

公衆サービスが始まった。昭和62年10月に「テレメッセージ各社」が参入するまで、20年近くも「電電公社(NTT)」が独占的にサービスを提供していた。利用者の多くは、業務上で外出の多い営業職・管理職・経営者などであり、電子音による呼出音が鳴るだけのため、呼び出されたら出先の公衆電話から事務所へ確認の電話を入れるという使用法だった。

平成4(1992)年頃から、女子高生や若年層を中心に、数字の語呂合わせでメッセージを送る一種の言葉遊びが流行し個人契約数が一気に伸びはじめた。しかし、平成8年以降、携帯電話事業者やPHS事業者間でのシェア争いが激化し、携帯電話の本体代や料金プランが急速に低下した。これに伴い、若い社会人の間でも携帯電話の普及が本格的にはじまると、平成8年6月にピークを迎えていた「ポケベル」の利用者

数は緩やかに減少しはじめた。平成9年1月現在の登別・室蘭・伊達と東胆振、日高地方の契約件数(「NTTドコモ」)は、約1万8千件だったが、平成8年の夏頃から既に契約件数の伸びは止まっていた。携帯電話での文字転送サービス(ショートメール)や電子メールの普及などもあつて、加速度的なポケベル離れは止まらず、わずか2年半程で若い社会人と大学生の個人ユーザーを携帯電話に奪われ、ブームを牽引した高校生の個人ユーザーも、PHSや携帯電話に取って代わられた。

自動車電話と携帯電話

昭和54(1979)年12月、「電電公社」により、民間用として初めての自動車電話

サービスが開始された。この頃の自動車電話では、各地域への経路選択のため、電話する際に地域を指定する方式をとられていた。この方式では自動車電話にかける場合、発呼者は自動車電話加入者がどこにいるか予想してダイヤルする必要があつた。昭和60年から63年頃まで、本市の市長専用車にも設置されていたが、料金が高額(基本料3万円/月)である割に利用頻度が少なかったことから数年で取り外された。日本で初めて登場した携帯電話は、昭和60年にNTTがレンタルを開始した「シヨルダーホン」で、車外でも使える自動車電話という位置付けであつた。重さが3キログラムと重かつたため、携帯時にはベルト付きのカバンのように肩にかけて持ち出す方法がとられた。

昭和60年の通信事業の自由化により、当時NTTが独占していた自動車電話事業へ日本移動通信(IDO)やDDIセルラーグループ(共に、現・「KDDI」)ブランド名は「au」)が新規参入を果たした。

昭和61年に「電波法」が改正され、自動車以外でも自動車電話の使用

が可能となり、昭和62年4月から「NTT」（現・「NTTドコモ」）によって携帯電話サービスが開始された。道内では昭和63年7月に「北海道セルラー電話」が設立され、先発の「NTT」を猛追した。「セルラー」は、平成2（1990）年8月に道央圏と旭川地区を対象に事業を開始したが、わずか1年余りで契約台数が1万2千500台（平成3年8月末現在）に達する好調ぶりだった。登別・室蘭区域のサービス開始時期は、当初は4年以降に予定していたが、計画を繰り上げ平成3年9月には本市もサービス対象エリアとなった。10月からは函館のほか帯広・釧路・北見の道東でも営業を開始し、人口比で全道の約75%をカバーする勢いだった。これに対し、昭和62年からサービスを行っているNTTの契約台数は、8月末で1万6千台であった。この1年間で約50%の伸びを示し、「セルラー」をリードしているものの競合地区では苦戦を強いられていた。サービスエリアでは、NTTがほぼ全道をカバーしているにも関わらず「セルラー」が健闘していた理由は、契約金が不要なほか、基本料や通話料も割安な料金体系が起因していた。

平成6年には、自由化の第2弾として、「デジタルホングループ（現・ソフトバンク）」や「ツーカーグループ（現・KDDIの前身の1つ）」が参入し、事業者間の競争はさらに激しさを増していった。

平成7年7月から、首都圏で「簡易型携帯電話（PHS）」サービスが開始され、平成8年2月には、登別・室蘭市内でも「PHS」の基地局（アンテナ）の設置工事がはじまった。基地局は、底面がA4版サイズで厚さ7センチほどの箱に長さ1メートルのアンテナを1、2本を備えたコンパクトな受信器。NTTの公衆電話ボックスや電柱など両市内合わせて約350基が設置された。7月から「NTT北海道パーソナル通信

網（現・「NTTドコモ」）が、10月には「DDI北海道ポケット電話（現・ソフトバンク）」がサービスを開始した。

PHSの売りは、携帯電話が使えない地下鉄駅や地下街でも使え、基本料金や通話料金が安いという点で、ポケベルからPHSに移行する者も見られ、急速に契約数を伸ばした。しかし、料金は安いが田舎や山間部で利用できない、通話が途切れやすい、高速移動時に通話できないなど、携帯電話と比べマイナス面が少なくなかった。平成9年をはじめから携帯電話の本体価格や料金の値下げが急激に進み、PHSの優位性は薄れた。しかも、通話エリアの広さで携帯電話と勝負にならなかったPHSは、平成9年9月をピーク以降は減少に転じた。平成13年以降の携帯電話はインターネットと融合して、さらに進化していった。平成19年以降は、「iPhone」をはじめとするパソコンと差異のない「スマートフォン」が普及するとともに、携帯電話は1人1台の時代となった。もはや、生活必需品と言っても過言ではない存在となっている。「スマホ」は、カメラ付きでネットやメールに対応した多機能携帯、いわゆる「フィーチャーフォン」の普及率を平成25年に上回った。

本市は、平成24年に送電用の鉄塔の倒壊による大規模停電と平成30年の胆振東部地震により発生した全道規模の停電（ブラックアウト）を経験した。2度目の停電後に本市の防災担当から聞こえてきた声は、市民向けの携帯電話の充電スペースの確保であった。6年の間に携帯電話が多機能化、高性能化したスマートフォンが普及していたことで、避難所や市庁舎など9か所に充電スペースを設けたが、予想以上の人出に「対応が後手に回った。充電ニーズは想定以上」と振り返る。ちなみに、平成29年の「スマホ」の普及率は全世代で60・9%、特に20代では94・5

習に達するなど、最も一般的な携帯電話の形態となっている。

インターネットの普及

インターネットが広く一般消費者まで普及するきっかけになった象徴的な出来事は、平成7（1995）年のウインドウズ'95の発売であった。ウインドウズ'95が持つ使い勝手の良さが注目を集め、企業や一般家庭へと急速に普及していった。平成8年頃には、様々な「インターネットサイト」が興され、人々は既存のメディアが提供することの出来なかつた情報検索という新しい行動を取るようになっていった。平成9年、地方自治体でもホームページの開設ラッシュがはじまっていた。作成にあたっては市町村単独ではなく、地域で手を結びあつたり、企業が地域情報発信の手助けをするなどのケースも増えていった。平成8年7月、登別と室蘭、伊達など、西胆振の8市町村では「西胆振広域圏情報化推進協議会」を設立した。職員間でワーキンググループをつくって勉強会を重ね、翌年4月からホームページを開設した。名称は「WING（ウイング）」。同協議会でトップページを作り、そこから各市町村のページに枝分かれする仕組みで、観光施設情報などが閲覧できる。パソコンが得意な職員のない自治体にとつては、地域で知恵を出し合う協議会方式は有効だった。一方、企業による地域の情報発信も盛んになりつつあり、NTT札幌支店ではホームページを持たない札幌周辺の自治体情報を同支店のページ上に掲載する取組を行っていた。

NTT東日本室蘭支店管内の平成11年7月末時点における「ISDN（総合デジタル通信網）」普及率は、事務用19・0割、住宅用3・8割と、インターネットブームに伴い、利用者は年々増加していた。平成12年7

月に、月額3千600円でインターネットに常時接続できる「フレッツ・ISDN」を札幌市内で始めたのに続き、平成13年3月までに札幌近郊や旭川、函館、釧路、帯広など13市で開始し、同年8月には本市を含む21市にサービス地域が拡大された。

さらに、平成13年10月から室蘭市内でインターネットの高速・大容量通信を可能にする「フレッツ・ADSL」が開始され、同年12月には本市内にも範囲が拡大された。ADSLの魅力は通信スピードで、ISDNに比べ約20倍の情報を一気にやりとりでき、インターネットで映像付きの音楽、アニメや映画など大容量のデータを楽しむ愛好者には好評であった。しかし、交換機から3キロ以上離れると通信速度が落ちてしまい、この便利なサービスを受けられないという欠点があつた。交換機は、室蘭市は東町と中央町の2か所、本市も鷺別町（鷺別局）と常盤町（登別局）の2か所だけであつた。

平成13年11月、市民が情報技術（IT）に触れ、広く学ぶための施設「地域情報センター」が中央町のショッピングセンター・アーニス内にオープンした。「情報センター」は、本市の「地域イントラネット基盤整備事業」の中核施設として、キッズコーナー・インターネットコーナー・AVコーナーなど6コーナーを設け、映像や音楽編集ができる高性能のパソコンや映像ソフトなどが備えられた。利用した市民からは、「画面の反応が早い」と好評で、1日平均80人、多いときには120人の利用があり市民の関心の高さがうかがえた。また、翌年2月には本市内の小中学校や図書館、登別商工会議所など37か所を光ファイバーケーブル網で結ぶ「同事業」が本格稼働し、家庭に居ながらにして図書館の本を検索、借入予約が出来るようになったほか、学校の授業での情報処理や防

災などにも広く活用されることになった。平成16年6月、登別温泉地区や富岸・若山地区など「ISDN区域」で暮らす市民から、「ADSL」早期導入の声が日増しに強くなっている頃、商工会議所を代表幹事とする「登別市Bフレッツ誘致の会」が、1千件を超す仮申込書を兼ねた「要望書」をNTT東日本室蘭支店に提出した。本市内全域にADSLが整備されつつあったが、既にADSLの上を行く、本光回線による超高速接続サービス「Bフレッツ」が平成14年から室蘭市で導入済みであったこともあって、「基幹作業の観光では情報の受発信が重要」と整備の必要性を強調するとともに、最初からBフレッツの全市導入を図るほうが効率的と訴えた。要望を受けた室蘭支店は、山間部の一部地域では技術的に難しいとしつつも、これに応え市内全域へ早期に導入することを表明した。

NTTでは、平成20年10月時点で西胆振地域での「Bフレッツ」契約数が2万回線を突破し、翌年1月までに西胆振全体の約9割の地域で利用可能とする旨を発表した。

総務省の「平成30年版情報通信白書」によると、光回線の契約数が3030万件に対しADSLは215万件で、すっかり光回線が主流となっている。本市も全域が「フレッツ光」提供エリアになったことから、「フレッツADSL」については、令和5（2023）年1月末でサービス提供が終了する予定になっている。

テレビ難視聴対策

本市の市街地は、うなぎの寝床のように細長く広がり、J-R室蘭本線をはさんで西に丘陵地、東は太平洋が広がっている。このため、室蘭市の測量山から発信された

テレビ電波が、丘陵地で遮られている山沿い地帯と登別温泉地区は受信状況が良くない難視聴地域となっていた。

市内の難視聴地帯は、登別温泉地区全域のほか、幌別地区（中央、富士、新川、片倉、柏木、桜木町など）約4千500世帯、登別地区（登別本町、登別東町）が約1千500世帯の合わせて約6千世帯に上るとみられていた。

登別温泉地区については、NHKに続いて昭和42（1967）年、民放各社が共同中継局を建設していち早く対応していた。有力スポンサーの大手ホテルがひしめいていることから、営業上の配慮もあったという。

昭和57年10月、本市とNHKが建設工事を進めていた待望の登別東テレビ中継局が完成した。NHKと民放4社に要請していたものが実現したのである。富浦墓地の登別本町寄りに建設されたミニサテライト局は、送信用アンテナが15・5^{メートル}、受信用アンテナが7・4^{メートル}でVHF局からUHF局への転換装置が組み込まれている。工事費約6百万円の半分を本市が負担した。10月25日から試験放送、11月2日から本放送が開始され、登別地区（登別本町、登別東町）の約1千500世帯が長年悩まされていたテレビの難視聴は解消された。

一方、幌別地区では昭和48年にNHKが単独で中継所を設けていたが、民放各社は未設置のまま、山沿いの約4千500世帯は受像に支障をきたしていた。

本市は住民からの強い要望に応え、昭和58年8月、総工費約6千万円をかけ「幌別テレビジョン中継局」の建設に着手した。同中継局は、中央町3丁目の西公園横の来馬川沿いで、既に設置済みのNHK中継局の隣に24^{メートル}のテレビ塔と無人局舎が建てられた。11月には完成していたが、

あいにく衆議院議員の解散総選挙と重なり、「公職選挙法」で選挙の政見放送中の試験電波の発信が禁止されていることから、免許が遅れていた。12月16日付けで北海道電波監理局の仮免許が降り、19日からの試験電波の発信を経て23日から本放送が始まった。発信電波は民放4局ともUHFで、チャンネルはHBCが42、STVが44、HTBが58、UHBが60であった。

平成元（1989）年10月に開局した「テレビ北海道（TVH）」が、平成5年2月から苫小牧市、室蘭市などで本放送を開始した。これに伴い、平成5年「鷲別局」、平成7年「登別東局」、平成8年には「幌別局」の各中継所へ機器等の整備を行い、難視聴の解消を図った。

電波を活用した新たなサービスの提供が求められる中で、電波の一層の有効利用を図る手段として、テレビ放送のデジタル化が進められることとなった。

従来のアナログテレビ放送では、370^{メガヘルツ}幅を必要としていたものを、デジタルテレビ放送に移行することによって、約3分の2の240^{メガヘルツ}幅まで減らし、余裕ができた部分を携帯電話サービスや防災に関する放送に利用しようとするものであった。

北海道内のテレビ放送は、平成18年から従来のアナログ方式からデジタル方式への移行が始まり、道央圏から順次地上デジタル放送（地デジ放送）がスタートし、平成23年7月23日にアナログ放送は全面終了することとなった。

そこで、本市では市内を放送エリアを含む放送局のうち、既にデジタル局への移行を済ませていた室蘭局（測量山）が平成19年10月1日から、登別（平成20年12月1日）を除く登別東（平成22年9月30日）、幌別、

鷲別（平成22年12月24日）の3局について、平成22年度に整備事業費約1億7千万を投じてデジタル局を整備し、順次開局した（室蘭知利別も平成22年12月24日に開局）。

しかし、「鷲別中継局」の開局後に、富岸町2丁目、3丁目（一部）の受信状況が悪く、原因を調査した結果、同地区の電波状態が不安定で受信レベルが低いことが判明した。そこで、本市では当該地区の約230世帯を難視聴地区に定め、平成25年、緑陽中学校の屋上に「無線共聴施設（ギャップファイラー）」を設置（整備費用約1千200万円）して、鷲別中継局からの電波を受信し、対象地区へ再送信して難視聴の解消を図った。

また、地上デジタル放送への完全移行を受け、アナログ放送時代から難視聴地区となっていた「千歳町内会」では、平成23年8月に難視聴世帯のうち、任意の80世帯で「共聴組合」を設立し対応することとした。総務省による5年間の暫定措置として、衛星放送で東京キー局の番組視聴が可能だったが、地元のニュースや天気予報が見られないのは不便とすることで、国とNHKの補助制度を活用して、千歳町6丁目の高台にアンテナを建設し、各世帯にケーブルを引くこととした。各世帯は初期費用として7千円、年間約2千円の維持費を負担することとした。

参考資料

- ・総務省『情報通信白書』各年版
- ・登別町『登別町史』昭和42年
- ・登別市『市史ふるさと登別』昭和60年
- ・登別市『広報のほりべつ』各号

・室蘭民報道社「室蘭民報」各号
 ・北海道新聞社「北海道新聞」各号

第5節 公園事業

都市公園

本市では、昭和32（1957）年10月21日に「幌別地区土地区画整理事業」が北海道の認可を受けて着手し、都市公園用地5か所（現在の緑ヶ丘公園、北公園、東公園、西公園及び中央公園）を換地処分した。

土地区画整理事業により換地処分された公園用地は、その後、街区公園として都市計画決定がなされ、昭和42年9月18日に本市第1号の都市公園として「緑ヶ丘児童公園（現在の緑ヶ丘公園）」の供用を開始し、同年11月20日には「東公園（中央町1丁目）」も供用を開始した。

昭和42年12月、第4回定例会において都市公園の設置や管理について定めた「登別町都市公園条例」を制定し、また、緑ヶ丘児童公園と東公園の2か所を都市公園法第2条の2の規定によって改めて都市公園の公告をした。

その後、登別町開基百周年記念事業の一環として、昭和43年に「しみみ公園（幌別町2丁目）」が設置され、上鶯別東部地区土地区画整理事業（昭和48年着手）や富岸地区土地区画整理事業（昭和60年着手）において都市公園用地13か所が換地処分されるなど、順次街区公園や近隣公園の整備が進められた。平成30年度末現在で都市公園は44か所（街区公園35か所、近隣公園3か所、地区公園1か所、総合公園3か所、都市緑

地2か所）が設置されている。

これらの都市公園のうち、故亀田光司の遺志により寄贈（建物及び植木等一部は市が購入）され、昭和57年10月1日に供用を開始した「亀田記念公園」では、同公園管理事務所2階に「明日のまちづくり事業」の1つとして平成21（2009）年に「かめだわんパーク」を設置した。

また、特定非営利活動法人「登別自然活動支援組織モモンガくらぶ」が受託し、緑陽中学校下の富久寿園で運営してきた「富岸子育てひろば」事業が、平成25年に亀田記念公園管理事務所内に移転し、現在に至っている。

昭和63（1988）年には本市や清水不動産（株）のほか、市内企業44社が出資して第三セクター「（株）北海道マリノパーク」が設立された。同社は登別地区に「登別マリノパーク」の建設を進め、本市では、その周辺整備事業として都市公園「登別ビーチパーク」の整備事業を行い、ニクス城のオープンに合わせて平成2年7月18日に供用を開始した。

日の出野球場（幸町）の敷地にクリンクルセンターが建設されること が決定したため、本市では新たに野球場を整備することとし、千歳町に「岡志別の森運動公園」を整備した（平成9年5月1日の供用開始）。公園の名称と愛称を公募した結果、名称は宮武伸一の案が採用され、愛称は、宮城県と秋田県から応募のあった「サンパル」（太陽）「SUN（サン）」＋友達「PAL（パル）」が採用された。同公園は、野球場のほかにテニスコートやパークゴルフ場、1周1^{キロメートル}のランニングコースなども併設され、早朝から夜間にかけて多くの市民などが利用している。

都市公園の管理は、本市の直営のほか、指定管理者制度や、清掃交付金の交付や委託契約、アダプトプログラムによって依頼を受けた町内会

等によって行われている。平成18年4月1日には亀田記念公園、川上公園、若草中央公園、新川公園、富岸公園、らいば公園、岡志別の森運動公園に指定管理者制度を導入した。

都市公園は、比較的大規模なイベントの会場として活用されている。若草中央公園では、昭和63年から登別グリーン・ピア商店会が毎年8月第1土曜日及び日曜日に「サマーフェスティバル」を開催し、登別ビーチパークでは、平成14年からわくわく広場のぼりべつ実行委員会（登別青年会などで構成）が「わくわく広場のぼりべつ」を、川上公園では平成25年からのぼりべつ夏祭り実行委員会が「のぼりべつ夏祭り」を開催している。

現在、キウシト湿原（平成27年4月供用開始）以外の都市公園は、供用開始から20年以上が経過し、中には半世紀以上経過したものもある。そのため、本市では平成21年10月から同年12月にかけて公園内の遊戯施設等の健全度について点検調査を行ったところ、調査対象の802施設中184施設（約23%）が修繕を必要とするとの結果であった。この結果を受けて、平成23年3月に「公園施設長寿命化計画」（計画期間…平成23年度～同32（令和2）年度）を策定し、定期的な点検と修繕等を組み合わせた「都市公園施設長寿命化事業」に取り組み、遊具等の更新等を行っている。

キウシト湿原の

キウシト湿原は、道央自動車道登別室蘭インター

発見と保全

チェンジ西側に位置し、北面は市総合体育館や菓

子工場等の大型施設、南・西面は住宅地に挟まれており、面積は約4・

8畝で、周囲の開発から取り残された比較的小さな湿原である。「キウ

シト」とは、アイヌ語で「カヤ、群生する、走り根」という意味で、同湿原の近くにあるカムイヌプリからの走り根のことを指している。

キウシト湿原は、平成9（1997）年に本格的に調査が開始される以前より、オオジシギをはじめとする貴重な野鳥を観察することができるところとして知られ、自然愛好グループ「ヨシキリの会」なども野鳥観察を行っていた。

平成9年に本市が若山地区土地区画整理事業を計画するにあたり、ヨシキリの会の主要メンバーである伴野俊夫、美江夫妻に当該区域の野鳥の生息状況等について質問したところ、同氏から貴重種の生息することなどの情報提供があった。また、現在の様相について記録を残す必要性を痛感した伴野夫妻も、改めて同地区の自然環境等について調査することとした。

伴野夫妻は、同地区の調査には幅広い分野の知識が必要になると考え、尾崎保（植物）、堀本宏（水棲生物）、前田菜穂子（動物）にも調査への参加を呼びかけ、5人で「ふるさと自然情報局」を設立した。

ふるさと自然情報局では、平成9年4月27日、ミズゴケなどに関する第1回総合調査を開始。4月30日に水棲生物、野鳥を調査、5月3日には植生調査目録を作成した。これらの調査から多くの貴重種が生息する湿原であることを再確認し、旧知の小野有五北海道大学教授（当時）から湿原研究の第一人者である辻井達一北星学園大学教授（当時）を紹介され、同教授に湿原の概要を伝えた。

概要を聞いた辻井教授は、早速現地踏査のために来登し、湿原の様子を確認した。その中で、「この湿原は小規模ではあるが、魚類ではエゾホトケドジョウ、植物ではエゾナミキソウ等のレッドデータ種が多種生

息し、植物だけではなく、動物についても重要な生息空間が形成されている。このような空間が市街地に存在しており、最大の特徴は、ワラミズゴケのハンモック（ドーム状の盛り上り）が点在していることである。」との説明があった。

その後、辻井教授の紹介によって、五十嵐八枝子（花粉による植生分析の専門家）、矢部和夫札幌市立高等専門学校教諭（現札幌市立大学教授）が植生調査を行った。

ふるさと自然情報局では、平成9年10月7日に、それまで「（仮称）若山湿原」などと呼ばれてきたこの湿原を「キウシト湿原」と命名するとともに、調査結果をまとめて本市に要望書「キウシト湿原の保全に係る要望について」を提出。同年11月27日に開催された第28回市長室フリータイムにおいて堀本、伴野両氏が上野市長と直接面談し、キウシト湿原の重要性と専門家による調査の必要性などを説明した。

本市では、この要望の内容を踏まえ、関係者による湿原勉強会と湿原に関する職員研修会を開催した。平成12年には、身近な自然学習や憩いの場として保全の方針を検討するために発足した市民会議「若山町の湿原を考える会」から、湿原の保全や利活用に関する提言を受け、市民と共にこの貴重な自然環境の保全に向けて動きはじめた。この活動が平成13年の環境省の「日本の重要湿地500」選定につながった。

平成14年度からは、緑地保全事業に着手して、4・8畝にわたる用地取得、ビジターセンターや木道などの施設整備を進め、20年には都市緑地法の「特別緑地保全地区」に指定された。

平成27年4月29日、都市緑地「キウシト湿原」はビジターセンターなどを備えた都市公園の1つとして供用を開始した。

湿原の保全については、小学校から高齢者までを募って特定外来植物や笹の駆除を行い、レッドデータ種の復元に取り組むほか、平成10年度から民間団体がはじめ、その後、本市が引き継いだ植生調査によって区域内にある植生等の把握や水位調査などを随時実施して、今後の保全活動の方向性を探っている。

湿原の利活用については、湿原に咲く季節の草花の観賞会やホテル観察会等のイベントや小学生の自然環境学習を通じ、キウシト湿原の重要性を啓発している。

かつて本市の平地部には湿原が一面に広がっていたが、人口の増加に伴い開発が進み、湿原の範囲は徐々に狭まれていった。キウシト湿原は、登別の原風景を残す貴重な空間のため、この湿原を保全し次世代に引き継いでいくことは、市民の使命ともいえる。

その他公園

都市公園に属さない公園や広場、緑地等いわゆる「その他公園」は、市内に91か所ある。

その他公園は、開発行為に伴って設置されたものが多く、都市公園よりも小規模なものが多いものの、住宅地の中に設置されていることから、子どもたちの身近な遊び場として活用されている。

若草町5丁目の優和公園は、地域の老人クラブ「優和会」が創立30周年記念事業の一環として平成14（2002）年から公園内の整備を進めた。平成14年にパークゴルフ場が完成し、翌15年に遊歩道や小川に架ける橋の整備を進め、その完成を祝して平成15年5月11日に関係者による渡り初めが行われた。また、登別文化協会による歌碑や句碑の設置も行われ、遊歩道は「文学の道」と命名された。

川上町の川上自然公園は、昭和42（1967）年に北海道企業局から用地を借り受け、室蘭工業用水池を背景とした野外レクリエーションの場との位置付けで整備が進められた。

片倉町から柏木町にまたがる市民の森望洋公園では、昭和51（1976）年から同55年にかけて市民植樹祭の会場となり、5年間でウメ、ナシ、ヤエザクラなど約1千800本が植樹された。

第6節 住宅・建築物

1 市営住宅

概要

市制施行後、道路の整備や各地区への公共施設の設定など、都市化の推進を求める市民の声が強くなって

いった。

この時期、国は、行政の広域化を推し進めており、本市では、西胆振の1市6町と共に「西胆振広域圏振興協議会」を昭和46（1971）年9月25日に結成し、連携して地域の振興整備を進めて行くことになった。

西胆振広域圏振興協議会で「西胆振広域圏振興計画」を策定するため、各市町が昭和47年度から昭和55年度までの9年間を計画期間とする実施計画を提出することとなった。本市も昭和46年第4回臨時会で市議会と協議して実施計画を作成した。その中で本市では、計画期間中に公営住宅建設事業として中高層3～4階建公営住宅864戸（事業費約20億6400万円）を建設する計画を立てた。現在、供用されている戸

数1384戸のうち、半数以上に当たる744戸（約54割）がこの計画期間中に建設された。そのため、同時期に多数の市営住宅が耐用年数を超過することとなり、簡易耐火構造の全戸及び簡易耐火構造2階建て住宅の早期の建替えや、中層耐火構造の計画的な修繕及び改善による長寿命化を図るものの判別など、効率的・効果的な事業計画に基づく市営住宅の管理が求められることとなった。そして、本市では、公営住宅と民間借家との役割分担や地区別の公営住宅供給方針及び、今後20年間の活用方針を盛り込んだ「住宅マスタープラン」を平成10（1998）年度に策定した。

同プランを策定した当時の公営住宅の供給状況は、市営住宅が18団地1427戸、道営住宅が9団地484戸であった。この戸数は、市内の全世帯数の約9割にあたり、道内の他の都市や全道平均よりも約1割高い供給率となっていた。このように、他の都市等と比較しても高い供給率であった公営住宅ではあるが、多くの市営住宅が耐用年数を超過しており、それらの早期の建替えや計画的な修繕・改善による長寿命化を図ることが求められた。

本市は、平成14年度に「登別市営住宅ストック総合活用計画」を策定した。本計画は、平成33（令和3）年度における市営住宅の供給及び整備の目標を定めるとともに、平成23年度までの具体的な市営住宅再生事業及び改善事業等の実施方針を定めたものであった。本市は、この計画に定める建替え、用途廃止、個別改善、あるいは北海道との連携による事業主体の変更の検討（幌別東、柏木、千代の台の各団地）などの基本方針を定め、柏木団地の大規模改修や鶯別東団地の用途廃止（道営住宅への建替え）などを行った。

図表2-7-10 市営住宅戸数の建設年度推移

	戸数
昭和38年度	12
昭和39年度	6
昭和40年度	20
昭和42年度	20
昭和43年度	31
昭和45年度	11
昭和47年度	36
昭和48年度	44
昭和49年度	48
昭和50年度	172
昭和51年度	96
昭和52年度	168
昭和53年度	120
昭和54年度	36
昭和55年度	24
昭和56年度	30
昭和57年度	46
昭和58年度	32
昭和59年度	24
昭和60年度	24
昭和61年度	50
昭和62年度	20
平成1年度	20
平成2年度	20
平成3年度	16
平成4年度	20
平成5年度	20
平成7年度	28
平成9年度	40
平成11年度	45
平成13年度	45
平成17年度	20
平成19年度	24
平成24年度	8
平成25年度	8

国では、平成18年度に「住生活基本法」を制定して、本格的な少子高齢社会や人口及び世帯数減少社会の到来を目前に控え、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の質の向上を図る政策への転換を図る道筋が示された。平成21年度からは公営住宅等ストック総合改善事業等の拡充を図ることにより、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理へと転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト縮減を目指すことが住宅政策の方針となった。

本市では、平成22年3月に市営住宅の入居者などから聴取した意見などを踏まえて、登別市営住宅ストック総合活用計画を見直し、「登別市営住宅等長寿命化計画」（計画期間：平成22年度から平成30年度まで）を策定し、令和2（2020）年3月にも同計画を改定した（計画期間：令和2年度～11年度）。同計画では、市営住宅の管理戸数を将来の人口推計などを踏まえて定め、市営住宅の建替えや用途廃止などを進めた。

住宅料の算定

平成8（1996）年に、国は、長寿社会への対応等を図るために、それまでの収入状況に応じた公営住宅の種別（第1種、第2種）を廃止し、高齢者や障害者等に配慮した入居者資格を設定した。また、住宅料の算定方法も、それまでの建設費に基づく算定方法から、入居者の収入を主にした算定方法へと転換するために「公営住宅法」が改正した。

同法の改正にあわせ本市では、登別市住宅管理検討委員会を設置して障害者や高齢者の関係団体からの意見を聴取し、市営住宅における入居者資格や住宅料の算定方法を検討し、「登別市公営住宅条例」、「同条例施行規則」等の全部改正や一部改正を行った。

算定方法の改正により、収入に応じた住宅料が設定されることとなったため、民間住宅に比べて低廉な家賃設定となる公営住宅への入居申し込みが増加して、空室率が低下した。一方で、経済情勢の変化や災害等の影響により、住宅料の支払いが難しい入居者も増加してきた。

住宅料を滞納している入居者には、催告等を行い自主的に納入するよう促しているが、滞納した住宅料が多額となった入居者には、他の住宅料を支払っている入居者との公平性を確保するために、平成29年度から法的手段も念頭に置いた納付交渉を札幌弁護士会に委託した。

入居者の随時募集

入居者の募集は、以前は定期募集（年3回）で入居者が決まらないということとは稀であったが、民間住宅が質・量ともに向上し、一方で市営住宅の老朽化が進展していることから、徐々に入居者の決まらない部屋の数が増加していった。そのため、平成30（2018）年度からは、定期募集に加え、定期募集では入居者が決定しなかった部屋を対象に随時募集を開始した。

2 住宅等施策

耐震診断

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災による建築物被害の教訓を踏まえ、同年10月に国は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」）を制定し、平成18年の同法の改正により地方公共団体は計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化を求められるようになり、同年12月に北海道が「北海道耐震改修促進計画」を策定した。

平成22年3月、本市では、「登別市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までに多数利用建築物と市内の全ての住宅について耐震化の促進を図ることとした。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震によつて津波被害のほか、耐震基準を満たさない建築物に多くの被害が発生した。また、平成25年に中央防災会議対策推進検討会議が公表した南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の被害想定において、建築物の耐震化の促進が喫緊の課題とされた。そこで、同年11月に国は、旅館、ホテルなど不特定多数が利用する大規模建築物等に対して、耐震診断を実施するとともに、平成27年12月31日までの診断結果の報告を義務づけ、所管行政庁が結果を公表する「建築物の耐震改修促進に関する法律」を一部改正した。これにより、本市内の旅館、ホテル6棟が同法の改正による耐震診断の義務付けの対象となった。

平成25年11月5日開催の入湯税懇談会では、登別温泉旅館組合から耐震診断に実施等に対する支援を求める声が上がりがり、同年12月13日に登別観光協会と登別温泉旅館組合の連名で要望書「耐震改修促進法改正に伴う要望書」が提出された。

本市では、旅館・ホテル等への支援の方法を検討した結果、耐震診断に要する費用の一部を補助することとし、平成26年度当初予算に関連する経費を計上した。

制度創設1年目の平成26年度に1棟、翌27年度に5棟が耐震診断を実施し、法定期限内に市内全ての対象となる建築物の耐震診断は完了した。

耐震改修

耐震診断の結果、6棟（全棟）が耐震基準を満たさないと判定され、耐震化が必要となった。しかし、耐震改修には多額を要するために建築物の所有者は、経営上の問題などもあり、すぐに取りかかるとは難しかった。これは耐震改修の前段として

必要となる補強設計の実施についても同様であった。

そのため、本市では、平成27（2015）年4月に耐震補強の設計に対する補助制度「登別市民間大規模建築物補強設計事業補助金」を開始した。

同制度では、耐震診断の結果、耐震性を満たさないと判断された民間の要緊急安全確認大規模建築物であることなどを補助対象の要件とし、補助対象限度額を1平方メートル当たり2千7百円とした。本制度の創設により国の耐震対策緊急促進事業補助金とあわせて補強設計費用の約50％に対して補助を受けることが可能となり、補強設計は促進された。

この年の11月、本市は、耐震診断が義務化されたホテル・旅館のうち耐震診断の結果、耐震基準を満たないと診断された建築物を対象に耐震改修工事への補助制度を設けた。同制度は、国からの交付金や北海道の補助金に本市の一般財源とを合わせて補助対象費用の23％を補助するものであった。このほかに国は「耐震対策緊急促進事業」として建築物の所有者に直接補助する制度を設けていたことから、両制度の活用によって44・8％が補助された。

この年、本来であれば耐震改修促進計画の見直し年であったが、同年末頃に北海道が策定する耐震改修促進計画の素案が示されることとなり、法の規定により、市町村の計画は、北海道の計画に基づいて策定することが必要となることから、平成27年度は基礎調査を実施し、平成29年12月に平成32（令和2）年度までを計画期間として、耐震改修促進計画を改定した。

平成28年4月21日、登別温泉旅館組合から第一滝本館（2棟）、パークホテル雅亭、登別グランドホテル、ホテルゆもと登別、登別石水亭の6棟

を宿泊避難場所に指定することによる耐震改修への補助率の拡大を求める要望書が提出された。これに対して本市では、同年5月16日に本市の財政状況から見て宿泊避難場所の指定と耐震改修への補助率の拡大は難しい旨を回答した。しかし、同年4月14日に発生した熊本地震ではホテル・

旅館が多くの長期避難者を受け入れており、また、国から同年6月22日付けでホテル・旅館等の避難所としての積極的な利用について通知があった。これらを受けて再度検討した結果、本市が避難場所として活用することについて協定を締結した旅館・ホテルについて、補助率を拡大することとした。平成29年4月14日にホテルや旅館、登別観光協会、登別温泉旅館組合に対して耐震化補助制度の説明会を開催した。そして、同年度に事業を行う（株）登別グランドホテルほか登別温泉（株）と同年7月11日に「災害時における避難所としての施設利用に関する協定」を締結した。耐震改修工事は、平成27年度に開始したホテルゆもと登別を皮切りに、令和2年8月までに5棟のホテル、旅館を終え、安全安心な観光地づくりにつながっている。

住宅地の開発

本市の住宅地は、登別市土地開発公社が若山町（昭和56（1981）年）や富岸町（平成4年）などを分譲したほか、民間事業者や住宅生協などによって、若山町のあかしや団地（昭和37年）や汐平団地（昭和39年）、美園町の旭丘団地（昭和43年）、桜木町のさくら団地（昭和52年）、富士町の杜宅街やプレハブ町内会の区域、千歳町のコープタウンなどの宅地分譲が行われた。また、かつては農地として活用していた土地の中に離農によって耕作されなくなり、農地転用の許可を受けて宅地化したものもあった。これらの住宅地

の開発は、現在の市街化区域内で行われたものであった。

平成10（1998）年7月15日、「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」が施行された。

同法は、国民が健康的でゆとりのある生活を送ることができるよう、農山村地域等において優良田園住宅の建設を促進することを目的としたものである。敷地面積が300平方メートル以上、建ぺい率30％以下、容積率50％以下、3階建て以下などの条件を満たす一戸建て住宅「優良田園住宅」を建設しようとする場合、市町村が策定した「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」に即して「優良田園住宅建設計画」を作成し、市町村の認定を受けた上で建設することが求められる。市街化調整区域内での開発許可、農業振興地域内の農用地からの除外や農地転用の許可等について、一定の配慮がなされるといったメリットを受けられるというものであった。

本市では、同法の制定当初、優良田園住宅を建設したいとの声が市内にはなかったこともあり、方針策定を見送っていたが、平成18年頃に民間事業者より建設に関する相談がなされたことから、平成19年1月に「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を策定した。同方針では、優良田園住宅の建設が適当と認められるおおよその土地の区域として、自然的環境が周辺に良好な状態で存在している区域であることや、中学校を中心として2キロメートル以内の区域であること、市街化区域内や市街化区域内から500メートル以内の区域を優良田園住宅の建設区域に含むことは出来ないことなどといった事項を定めた。

平成19年9月、本市内で初となる優良田園住宅建設計画（22区画）が認定された。「富岸優良田園第1地区」と名付けられた計画区域は、富

岸町86番地付近の富岸川右岸であつて、ゴルフ練習場に隣接する区域に位置する。本区域の近隣に埋蔵文化財包蔵地が点在していたことから試掘したところ、縄文中期に狩猟に用いたと思われる多数の落とし穴（379基）などが発見され、新たに遺物包含地「富岸川右岸遺跡」として登録した。調査終了後に分譲を開始し、徐々に優良田園住宅が建設されていった。

空家対策

高齢化や核家族化の進展等により、長年にわたり適切に管理されておらず、倒壊などが懸念される家屋の増加が全国的に問題となっていた。

本市では、以前から長年放置されて老朽化した家屋に関する相談が寄せられ、市民相談の窓口である市民生活部が、その対応に当たっていた。市民からの相談を受ける中で、空き家等に関する相談が増加していたことから、本市では、相談には至っていないものの老朽化等により危険な空き家がまだ市内に存在するものと考え、その情報を把握する方法を模索していた。

平成21（2009）年度に入り、本市では適切に管理が行われていない空き家等に関する情報について、市民生活部だけではなく関係する部署で共有し、その対処方法などを検討するために総務部、市民生活部、都市整備部、教育部の各部長並びに消防長、消防本部次長及び消防署長で構成する「登別市老朽危険家屋等対策会議」を平成21年4月28日に設置した。また、国が設けた緊急雇用創出推進事業による補助を受けて臨時職員3名を雇用し、長年放置されて老朽化した危険な家屋の実態を調査する「老朽危険家屋対策事業」を実施している。

本市では、この事業において各単位町内会から寄せられた老朽化した危険な家屋156件に関する情報を基に、各家屋等の破損状況や所有者の有無等について追加で調査し、所有者が判明した物件については、所有者に対して修繕等による改善を要請した。一部の家屋等については解体等の改善が見られたものの、その後も新たに改善が必要と思われる家屋が発生していった。

平成26年11月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」第4条において、市町村は国の基本指針に即した空家等対策計画の作成と、同計画に基づく空家等に関する対策の実施などについて努力義務が課せられることとなった。

そのため、本市でも平成26年度に空家等対策計画の策定に向けて関係部署による協議を開始し、平成29年3月に「登別市空家等対策計画」を策定した。この間、本市では、空き家対策については、個別の市民相談に関する案件としてではなく、都市政策の一環として取り組むべき課題と位置付け、平成28年度から所管を市民生活部から都市整備部に移管した。

そして、平成29年5月には市長の諮問に応じて「登別市空家等対策計画」の実施、変更その他の重要な事項や、同法第14条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項などを調査審議する「登別市空家等対策審議会」（委員7名）を設置した。また、適切に管理がなされていない家屋等を特定空家等に該当するか否かを判断する際の基準について、パブリックコメントや同審議会における調査審議を経て、同年8月に「登別市特定空家等の判断基準」として策定している。

こうして、空き家等対策計画と特定空家等の判断基準を策定すると

もに、審議会を設置することにより、本市における特定空家等の認定に関する事務を開始する体制が整ったことになる。

特定空家等については、令和元（2019）年8月までに14件を認定したが、そのうち5件については所有者等によって解体がなされ、空き家等に関する問題について、一定程度の改善がみられた。

空き家等については、除却等のみではなく、再利用に関する取組を進めており、平成29年9月には、公益社団法人北海道宅地建物取引業協会室蘭支部との間で協定を結び、所有者が、市内にある空き家に関する情報を登録し、本市が同協会に情報提供を行う「登別市空き家情報登録制度」（通称「登別市空き家ナビ」）を10月から開始し、平成29年度に創設した所有者等が特定空家等を除却する際に、その経費の一部を補助する「登別市空家等対策事業補助金」制度について、平成30年度には空家購入者によるリフォーム工事も補助対象とする制度の拡充を行った。

参考文献

- ・登別市議会『市議会議事録』
- ・登別市『広報のほりべつ』各号
- ・登別市『住宅マスタープラン』平成10年策定
- ・登別市『登別市営住宅ストック総合活用計画』平成14年3月策定
- ・登別市『登別市営住宅等長寿命化計画』平成22年3月策定
- ・登別市『登別市耐震改修促進計画』平成22年3月策定
- ・登別市『事務事業評価調査』各年版
- ・登別市『優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針』平成19年1月策定

- ・登別市「登別市空家等対策計画」平成29年3月策定
- ・登別市「登別市特定空家等の判断基準」平成29年8月策定

第7節 水道事業

沿革

本市の水道事業は、市街地を主な対象とする「水道事業」と札内地区等の営農者を主な対象とする「簡易水道事業」の2事業によって構成されている。

「水道事業」は、昭和32（1959）年7月の登別温泉上水道にはじまり、昭和35年に幌別上水道（3月）と鷺別上水道（6月）が創設された。その後、昭和55年3月に登別温泉、幌別、鷺別の区域ごとに給水されていた上水道事業を一体化して「登別市水道事業」とし、平成30（2018）年度は4万7294人に一日最大1万4千465立方メートルを給水した。

「簡易水道事業」は、営農者の生産や生活のために必要な用水を給水するために北海道が昭和48（1973）年から営農用水事業として開始し、昭和53年に事業主体が本市に移管された。本市は、「登別市営農用水施設管理条例」を同年に制定して事業運営に努めてきたが、給水人口が1000人を超えたことよって、「水道法」による簡易水道事業が適用されることになった。平成8（1996）年4月15日に、営農用水事業を「簡易水道事業」に変更した。平成30年度は156人に対して、一日最大580立方メートルを給水した。

重要な基幹施設である浄水場は、登別川水系登別川支流クスリサンベツ川を水源とする「登別温泉浄水場」、胆振幌別川水系来馬川を水源と

する「幌別浄水場」と登別川水系登別川を水源として、室蘭市と共同使用する「室蘭市千歳浄水場」の3浄水場を有している。簡易水道事業では、登別川水系登別川支流ニシオマベツ川、胆振幌別川水系来馬川支流札内来馬川と胆振幌別川水系札内来馬川支流サマツキライバ川を水源とする「札内浄水場」を有している。

広域連携

本市は、室蘭市の上水道の水源の役目を果たしてきた歴史がある。

室蘭市内の河川は、本市内の河川と比較して水量が少なく、室蘭市では、昭和26（1951）年頃にまちの発展とともに飲用水が不足し、深刻な事態となっていた。

そこで、本市は室蘭市の事情を考慮し、昭和27年6月、室蘭市に鷺別漁港の整備費用の一部負担を求めた上で、鷺別川を本市と室蘭市とが共同で水利権を有し、室蘭市が鷺別川から日量1万トンの取水することを認める協定を締結した。室蘭市は本協定に基づき、同河川の河川管理者である北海道に流水使用の許可（水利権）の申請をし、昭和37年4月に日量6千トンの水利権を取得した。そのほか工業用水として、（株）日本製鋼所室蘭製作所は鷺別川と富岸川から、新日本製鉄（株）（現日本製鉄（株））室蘭製鐵所は幌別川と来馬川から取水をしていた。

その後、室蘭市は人口増加に伴う飲料水不足の抜本対策として、昭和36年に登別川上流の千歳川（現登別川）からの取水同意を求めたのであった。先に述べたように、本市のほとんどの河川には余剰水量がなく、唯一残っていた千歳川の取水同意であったため、一時は同意保留とした。しかしながら、本市は広域的連携の観点から昭和37年2月に一定の条件

図表2-7-11 浄水場の概要

	上水道事業			簡易水道事業
浄水場名	登別温泉浄水場	幌別浄水場	室蘭市千歳浄水場 (共同使用)	札内浄水場
建設年月	昭和41年3月	昭和37年10月	昭和42年8月	昭和46年3月
水源	登別川水系 登別川支流 クスリサンベツ川 (表流水)	胆振幌別川水系 来馬川 (表流水)	登別川水系 登別川 (表流水)	登別川水系 登別川支流 ニシオマベツ川 (表流水)
施設能力	4,125m ³ /日	5,000m ³ /日	40,000m ³ /日	780.5m ³ /日
浄水方法	高速凝集沈殿、急速ろ過、塩素滅菌			緩速ろ過池、 塩素滅菌

を付して取水に同意する水利協定を締結したのであった。本市は現在、このときに締結した協定に基づいて設置した室蘭市千歳浄水場を共同使用し、市民に対し安定的に水供給を行っている。

このように本市は当初、室蘭市千歳浄水場から分水を受けていたが、平成19(2007)年3月に厚生労働省から室蘭市に対して「分水は本来一時的なものであり、継続なものとは適切ではない」、「浄水の供給については法上の責任の所在が不明確で有るため、分水状態の解消を目指すべき」といった指導がなされた。また、本市も平成19年9月に行われた「水道法」に基づく立入検査の際にも、分水状態を改めるよう

助言を受けた。これを機に両市では、安全で安心な浄水を持続的に供給するために、平成21年1月に両市の水道職員による「室蘭市・登別市水道事業あり方検討委員会」を設置した。

同検討会では、両市の水道事業にとって望ましい将来の姿について、相当数開催した会議において具体的に議論、検討した結果、平成23年3月に室蘭市水道事業が有する登別川の水利権の一部を本市の水道事業に譲渡し、同浄水場を両市が共同で適正に使用、管理していく内容の基本協定及び実施協定を締結した。この協定の締結によって、これまでのような「水を売る方、買う方」という概念ではなく、両市が水道利用者に対し、共に責任をもって水道事業者としての使命を果たして行くという概念に改められたのである。

このような経過を歩んできた本市と室蘭市は、今後も両市の水道事業の発展のために「室蘭市・登別市水道事業あり方検討委員会」の会議体を継続し、情報の交換と多様な協議を継続していくこととしている。

参考文献

- ・厚生労働省『水道事業等認可の手引き』平成23年10月版
- ・登別市『登別市統計書』各年版
- ・登別市議会『平成20年第2回市議会定例会議事録』

今後の取組

平成28(2016)年1月に策定した「登別市水道事業ビジョン」は、人口の減少や生活様式、都市構造等の変化に伴い、水需要の減少が避けられないとの現状認識のもと、水道事業の50年、100年先の姿を見据え、そしてあるべき理想像をいつか

り描き、その実現のため水道事業の運営に関する方向性と施策推進の基本的な指針を示したものである。そして、このビジョンに伴い、建築後50年を超えて老朽化が著しく、局地的な豪雨等による原水の急激な水質変化には弱い上、耐震性能の低い施設となつている「幌別浄水場」と「登別温泉浄水場」等、水道にとつて最も重要なこれらの基幹施設をしつかりとした施設にいくため、平成28年8月に「登別市水道施設整備計画」を策定し、同計画に基づいて施設等の更新を進めている。

一例を上げると、近年頻発する異常な集中豪雨によつて、河川水が濁水化して浄水場にて浄水を作れない事態に備え、幌別浄水場には新たに深井戸を設置して浄水機能の増強を図つた。管路についても、昭和30年代から40年代にかけて多く使用された石綿セメント管は、衝撃に弱く、老朽化に伴う破損の多発が懸念されたことから、より強度が高いダクタイル鉄管への移行を進めており、さらに地震による「継手の抜け出し」を防ぐ「耐震継手」の導入などを積極的に行つている。また、管路の耐用年数は、「地方公営企業法施行規則」別表第2号で「40年」と定められている。本市の管路の布設年度は、昭和53年度から56年度まで（累計約6万3千延米）と、平成8年度から12年度まで（累計約7万1千520延米）の2つの時期に比較的集中しており、今後は順次更新時期を迎えることになる。しかし、更新需要が同一時期に集中することは、水道事業の健全な経営の維持が困難になる懸念があることから、点検や調査を行い、必要に応じた修繕を加えつつ、その更新を計画的に実施していくこととした。そこで、平成29年12月に、「登別市水道事業経営戦略」を策定し、平成30年度から同41年度までの期間に実施を予定する施設整備を見込んだ上での料金体系、組織体系の在り方を定めた。

参考文献

- ・登別市「登別市水道事業ビジョン」平成28年1月
- ・登別市「登別市水道施設整備計画」平成28年8月
- ・登別市「登別市水道事業経営戦略」平成29年12月

簡易水道事業

簡易水道事業は、先に述べたように札内地区の営農者への給水を目的とした営農用水事業であった。その後、給水人口が1000人を超え、「水道法」の適用を受けたために、平成8（1996）年4月3日に簡易水道事業の認可を受け、平成12年4月1日からは本市の所管について、農林水産担当部署から上水道担当部署に移管した。

この事業は、広大な札内地区に点在する営農者への給水が主となるため、利用者が少ない割には布設する水道管が長距離に及ぶことなど、非常に不効率な施設配置になつている。そのため事業に要する費用は、受益者からのみでは賄いきれないため、その一部を一般会計からの繰入金によつて運営している。

将来ともに安全な給水を持続させるためには、より一層効率的な維持管理等の実施による経営の安定を図る必要がある。そのため、平成30年12月に平成30年度から同41年度までの期間に取り組む施設整備を見込んだ上で、料金体系のあり方を定めた「登別市簡易水道事業経営戦略」を策定し、平成31年4月には経営状況を明確に把握することが出来る企業会計に移行した。

・登別市『各会計主要施策の成果報告書』各年度版
・登別市『市史ふると登別』昭和60年

参考文献

図表2-7-12 簡易水道の最近の給水戸数

	給水戸数	給水量
平成25年度	90	92,105
平成26年度	89	95,196
平成27年度	89	94,333
平成28年度	91	93,850
平成29年度	93	93,307
平成30年度	94	92,704